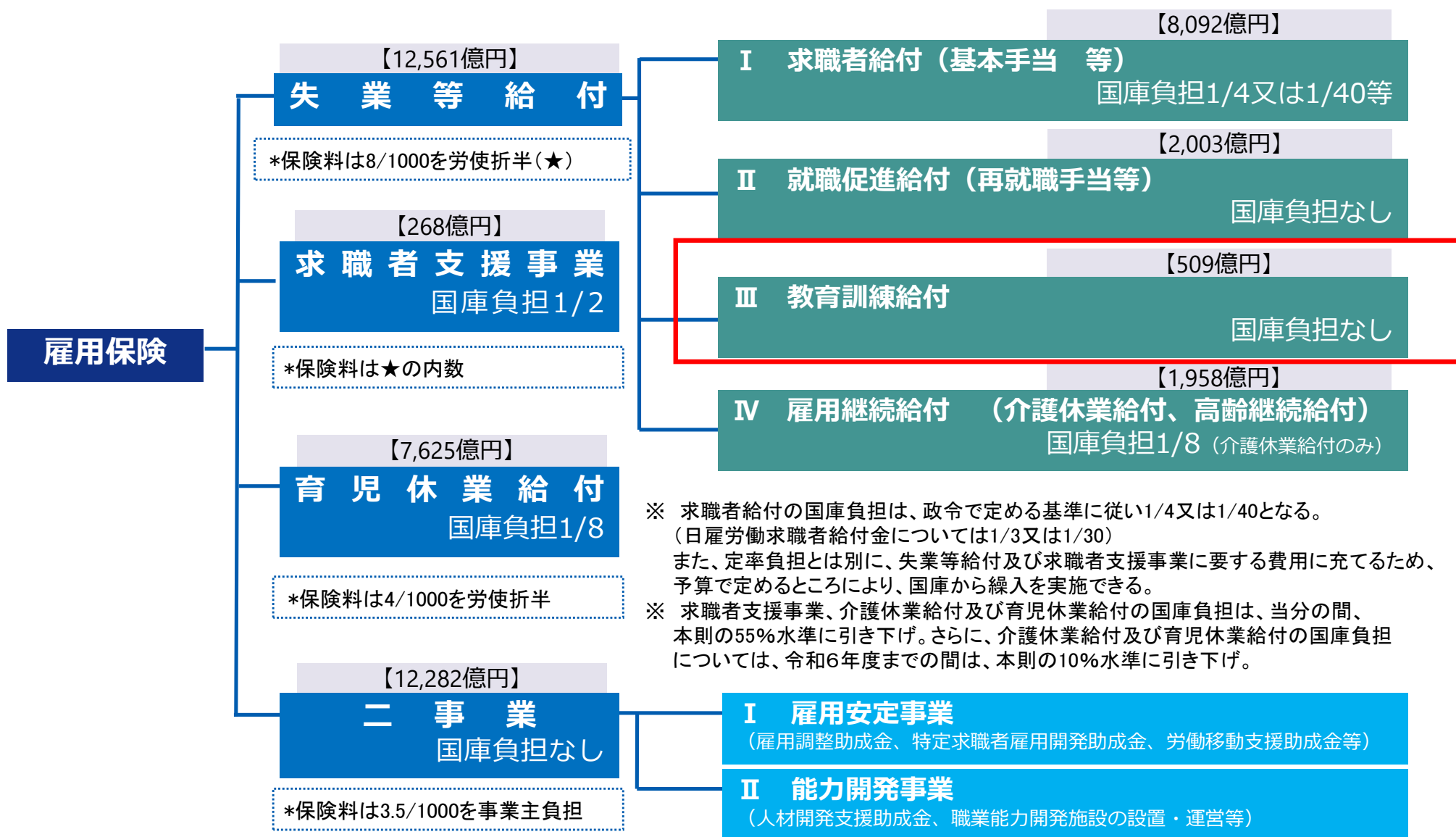


教育訓練給付等について

教育訓練給付の概要と制度変遷

雇用保険制度の概要（体系）

※ 【】内は令和5年度予算額



教育訓練給付の意義

- 平成10年雇用保険法改正により、新たに「自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」を保険事故とした上で、その場合における労働者の雇用の安定及び就職の促進を図ることを目的とした教育訓練給付を創設。

＜改正の背景＞

- 産業構造の変化、**企業の高付加価値化・新分野転換等**に伴い、これまで以上に高度で幅広い職業能力が求められている中で、企業内職業訓練に対する支援や公共職業訓練の充実等が図られてきたが、多様な職業能力の開発は**画一的・一方的な教育訓練だけでは行うことが難しく、労働者個々人の選択と主体的な取組という手法が加わることによって初めて十分になし得るもの**。
- また、産業間・企業間の労働移動が増加し、**企業における実力重視の傾向も強まりを見せている**中で、労働者の雇用の安定、就職の促進等を図る上で、**労働者個々人による主体的な職業能力開発が重要不可欠な意味を有する**ようになり、また、それに対する**労働者自身のニーズも急速に高まっている**。
- こうして、**労働者個々人の主体的な職業能力開発の促進は、労働者に共通の雇用上の課題として認識されるに至り、被保険者としての個々の労働者に共通して発生する雇用に関する問題（リスク）に対処する仕組みである失業等給付により措置することが必要かつ適当な状況が生じた**。
- 労働者が主体的な職業能力開発を行う場合の障害として最も多いのが時間面の制約と費用面の制約であることを踏まえ、労働者が主体的に職業能力開発を行った場合に、自ら負担した職業能力開発に係る費用の一部を支給する教育訓練給付が失業等給付として創設されることとなった。

教育訓練給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険被保険者又は離職後原則 1 年以内の者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合にその費用の一部を支給。
- 講座の内容等に応じ、専門実践・特定一般・一般の 3 類型を設けている。

	専門実践教育訓練給付金	特定一般教育訓練給付金	一般教育訓練給付金
対象講座	<u>労働者の中長期的キャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練講座</u>	<u>労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練講座</u>	左記以外の <u>雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練講座</u>
給付内容	○ 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後 1 年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、<u>受講費用の20%</u>（上限年間16万円）を追加支給。	○ 受講費用の40%（上限20万円）を受講修了後に支給。	○ <u>受講費用の20%</u>（上限10万円）を受講修了後に支給。
支給要件	○ 在職中又は離職後 1 年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）に受講を開始したこと + 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は2 年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は1 年以上）	+ 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は1 年以上）
対象講座数	2,861講座	573講座	11,833講座
受給者数	35,906人（初回受給者数）	3,056人	78,226人
支給額	138.3億円	1.9億円	29.8億円
制度開始	2014年10月	2019年10月	1998年12月

（注）対象講座数は2023年10月時点、受給者数及び支給額は2022年度実績（速報値）。

教育訓練給付金の支給手続の流れ

- 専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練の教育訓練給付金の受給申請者は、訓練の実施前に、**キャリアコンサルティングを受ける必要**がある。
- 特定一般教育訓練及び一般教育訓練は、**受講修了後一括申請**。
- 専門実践教育訓練は、**6か月ごとに申請**。訓練修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合には、雇用された日の翌日から1か月以内に追加支給分を申請。

専門実践教育訓練

特定一般教育訓練

一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング

訓練受講前に職務経歴の棚卸や自己理解の促進、キャリア形成の方向付けを行い、職業生活における目標等に照らし、希望する教育訓練がキャリア形成に資するものであるかを考えるため、ジョブ・カードを活用し、実施。

受給資格確認（受講開始日の1か月前までに、ハローワークで実施）

講座の受講

支給申請（50％分）

講座受講中、講座開始日から6か月毎

講座の修了

支給申請（50％分）

（残りの期間）修了日の翌日から1か月以内

資格取得等、就職・雇用

支給申請（20％分）

講座の受講・修了

支給申請

修了日の翌日から1か月以内

※ 資格取得が目標に設定されておらず、学位取得や受講修了が講座の目標とされている場合は、その学位取得又は講座修了をもって、資格取得と同等と扱い、追加給付を行っている。

教育訓練給付の対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）

専門実践教育訓練

特定一般教育訓練

一般教育訓練

次の①～⑦のタイプのいずれかに該当し（【】内は受講期間・時間要件）、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

次の①又は②のタイプのいずれかに該当する教育訓練を指定。

- ① **業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程**
（看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等）【原則 1 年以上 3 年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が 4 年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が 3 年の養成課程であって定時制により訓練期間が 4 年となるものを含む※ 5）】
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② **専門学校等の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム※ 5**（商業実務、経理・簿記等）【2 年（キャリア形成促進プログラムは 120 時間以上 2 年未満）】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ③ **専門職大学院（MBA 等）**【2 年以内（資格取得につながるものは、3 年以内で取得に必要な最短期間）】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上
- ④ **大学等の職業実践力育成プログラム**（子育て女性のリカレント課程、経営等）※ 1
【正規課程：1 年以上 2 年以内、特別の課程：時間が 120 時間以上かつ期間が 2 年以内】
→ 就職・在職率（正規課程にあっては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上
- ⑤ **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**
（ITSS レベル 3 以上、情報処理安全確保支援士等）※ 2 【時間が 120 時間以上（ITSS レベル相当 4 以上のものに限り 30 時間以上※ 3）かつ期間が 2 年以内】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑥ **第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT 等）**※ 4 【時間が 30 時間以上かつ期間が 2 年以内】→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑦ **専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程**※ 5
【専門職大学・学科：4 年、専門職短期大学・学科：3 年以内】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上

- ① **業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程**（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む）
※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② **一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**（ITSS レベル 2 以上（120 時間未満の ITSS レベル 3 を含む））
※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ③ **短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム**
※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。
→ 就職・在職率の実績が一定以上

※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。

※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が 1 か月以上 1 年以内であり、かつ時間が 50 時間以上
・通信制：3 か月以上 1 年以内

- ① **公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの**
- ② ①に準じ、**訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの**（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。

※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が 1 か月以上 1 年以内であり、かつ時間が 50 時間以上
・通信制：3 か月以上 1 年以内

指定講座例

- 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）
- 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護技術講習会等）
- 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等）
- 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等）
- 事務関係（簿記、英語検定等）
- 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等）
- 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等）
- 製造関係（技能検定等）
- その他（大学院修士課程等）

※ 1：2016 年 4 月から適用 ※ 2：2016 年 10 月から適用 ※ 3：2017 年 10 月から適用
※ 4：2018 年 4 月から適用 ※ 5：2019 年 4 月から適用

専門実践教育訓練における指定講座の類型

【講座類型①】業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程

- 看護師等の業務独占資格や介護福祉士等の名称独占資格の取得を目指す養成施設の課程

【講座類型②】専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

- 職業実践専門課程：企業などと連携しながら実務の最新知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組んでいる学科として、文部科学大臣が認定しているもの。
- キャリア形成促進プログラム：職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものとして、文部科学大臣が認定するもの。

【講座類型③】専門職大学院

- 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするもの。

【講座類型④】大学等の職業実践力育成プログラム

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（大学等）の正規の課程と履修証明プログラムで、主に社会人を対象とした実践的・専門的な課程として、文部科学大臣が認定するもの。

【講座類型⑤】一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

- 情報通信技術に関する資格取得において、ITスキル標準（ITSS）レベル4相当（独力で業務上の課題の発見と解決をリードすることができるレベル）又はレベル3相当（要求された作業を全て独力で遂行できるレベル）の取得を目標とするもの。

【講座類型⑥】第四次産業革命スキル習得講座

- IT分野（①AI、IoT、データサイエンス、クラウド、②高度なセキュリティやネットワーク、③デジタルトランスフォーメーション推進）やIT利活用分野（①自動車モデルベース開発、②自動運転、③生産システムデジタル設計）において、ITスキル標準（ITSS）レベル4相当（独力で業務上の課題の発見と解決をリードすることができるレベル）を目指す講座を対象に、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る専門的・実践的な講座として、経済産業大臣が認定するもの。

【講座類型⑦】専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

- 大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものの課程。

教育訓練給付の対象となる資格・講座のイメージ

輸送・機械運転関係の資格や講座

大型自動車第一種・第二種免許
 中型自動車第一種・第二種免許
 大型特殊自動車免許
 準中型自動車第一種免許
 普通自動車第二種免許、けん引免許
 玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・
 小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・
 車両系建設機械運転技能講習
 移動式クレーン運転士免許
 クレーン・デリック運転士免許

情報関係の資格や講座

Webクリエイター能力認定試験
 Microsoft Office Specialist 2013, 2016
 CAD利用技術者試験、建築CAD検定
 Photoshopクリエイター能力認定試験
 Illustratorクリエイター能力認定試験
 VBAエキスパート
 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格
 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格
 シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格
 第四次産業革命スキル習得講座
 (新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、
 高度技術(ネットワーク、セキュリティ)など)

専門的サービス関係の資格や講座

中小企業診断士、司書・司書補
 社会保険労務士、税理士
 行政書士、司法書士、弁理士、通関士
 ファイナンシャルプランニング技能検定
 キャリアコンサルタント

事務関係の資格や講座

実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL
 中国語検定試験、HSK漢語水平考試
 日本語教育能力検定試験
※語学試験については一定レベル以上を目標とするもの
 建設業経理検定
 簿記検定試験(日商簿記)

医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座

介護技術講習会
 介護職員初任者研修
 介護支援専門員実務研修等
 特定行為研修、喀痰吸引等研修
 福祉用具専門相談員、登録販売者試験
 看護師、准看護師、助産師、保健師
 介護福祉士(実務者養成研修含む)
 美容師、理容師、保育士、栄養士
 歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士
 柔道整復師、精神保健福祉士
 はり師、あん摩マッサージ指圧師
 臨床工学技士、言語聴覚士
 理学療法士、作業療法士、視能訓練士

営業・販売関係の資格や講座

インテリアコーディネーター
 宅地建物取引士資格試験
 調理師

製造関係の資格や講座

製菓衛生師

技術・農業関係の資格や講座

土木施工管理技士、管工事施工管理技士
 建築施工管理技術検定
 自動車整備士、電気主任技術者試験
 測量士補

その他、大学・専門学校等の講座

修士・博士、科目等履修
 履修証明プログラム
 職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、
 情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、
 医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
 専門職学位課程(ビジネスMDT、教職大学院、法科大学院など)
 職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学工業など)

緑の文字の資格や講座

費用 **20%**

(上限年間10万円) 支援

一般教育訓練給付

青の文字の資格や講座

費用 **40%**

(上限20万円) 支援

特定一般教育訓練給付

赤の文字の資格や講座

費用最大 **70%**

(最大224万円) 支援

専門実践教育訓練給付

教育訓練給付に係る制度変遷

	平成10年改正 (H10.12創設)	平成12年改正 (H13.1施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年1月施行)	平成31年省令改正 (同年10月施行)
教育訓練給付金	受講費用の <u>80%</u> 上限額 <u>20万円</u> ※要件期間5年以上	変更なし 上限額 <u>30万円</u>	<u>40%</u> 上限額 <u>20万円</u> (要件期間5年未満は、 <u>20%</u> 、 <u>10万円</u>) ※要件期間3年以上	<u>20%</u> 上限額 <u>10万円</u> ※要件期間3年以上(初回に限り1年)	<一般> 変更なし	<一般> 変更なし	<一般> 変更なし
							<特定一般> <u>40%</u> 上限額 <u>20万円</u> ※要件期間3年以上(初回に限り1年)
教育訓練給付金					<専門実践> <u>最大 60%</u> 上限額 最大年48万円 (うち、20%、16万円は、資格取得等が条件) ※要件期間10年以上(初回に限り2年)	<専門実践> <u>最大 70%</u> 上限額 最大年56万円 (うち、20%、16万円は、資格取得等が条件) ※要件期間3年以上(初回に限り2年)	<専門実践> 変更なし
					基本手当日額の <u>50%</u> ※45歳未満の受講者 ※平成30年度末までの暫定措置	基本手当日額の <u>80%</u> ※令和3年度末まで暫定措置延長(令和4年改正により、令和6年度末まで延長)	変更なし
支援給付金							

専門実践教育訓練における講座類型の拡大経緯

平成26年10月 専門実践教育訓練給付の創設当初

【講座類型①】 業務独占資格又は名称独占資格の取得を目指す養成施設の課程

【講座類型②】 専門学校の職業実践専門課程

【講座類型③】 専門職大学院

平成28年 4 月

【講座類型④】 大学等の職業実践力育成プログラム 新設

平成28年10月

【講座類型⑤】 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 新設

平成29年10月

【講座類型⑤】 ITスキル標準レベル4 相当以上の訓練時間の下限を120時間以上から30時間以上に変更

平成30年4月

【講座類型⑥】 第四次産業革命スキル習得講座 新設

平成31年4月

【講座類型⑦】 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程 新設

【講座類型②】 講座類型②に「キャリア形成促進プログラム」を追加 等

雇用保険部会報告書（令和4年1月7日）

- 令和4年1月の雇用保険部会報告書では、教育訓練給付について、制度利用の促進、指定講座のオンライン・土日開催など利用しやすい環境整備、内容の充実などを図るべきであるとの指摘があったところ。

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書（抜粋）

2 教育訓練給付について

- 教育訓練給付は、労働者の主体的な能力開発を支援する仕組みであり、累次の制度拡充により、訓練の内容や性質に応じて一般教育訓練給付、特定一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付の類型が設けられている。近年の制度改正においては、特に中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付の給付内容が拡充され、その対象講座も第四次産業革命スキル習得講座等のデジタル系講座や大学等における社会人や企業等のニーズに応じた職業実践的な講座などの多様化が図られ、その利用者も着実に増加しているところである。
- 今後、教育訓練給付については、その制度周知を図り制度利用を促進するとともに、指定講座については、オンライン・土日開催を進めるなど利用しやすい環境整備を図るほか、市場ニーズ、雇用の安定性、労働条件向上の効果などをもとにその内容の充実を図り、教育訓練支援給付金の指定講座の偏りの是正を図るべきである。

なお、この点に関して、労働者代表委員及び使用者代表委員から、指定講座の見直しに当たっては具体的な指標に基づき検討されるべきである旨の意見があった。
- ただし、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることにかんがみれば、教育訓練給付についても職業能力の向上を通じて失業予防・早期再就職を図るという制度趣旨に沿って運営される必要があり、受給者の動向を確認するために行っている受給者アンケートの見直し等も検討しつつ再就職後の定着率などの効果検証をしっかりと行い、更なる制度改善につなげるべきである。
- また、平成26年度に創設され、平成29年度に現行の制度に改正された教育訓練支援給付金は、令和3年度までの暫定措置となっているが、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、3年間延長すべきである。
- ただし、同給付金は支給期間も長期にわたることや、制度利用の前提となる専門実践教育訓練給付の指定講座及び実際の利用者に偏りがある現状にかんがみ、費用対効果の観点も踏まえつつ、専門実践教育訓練の対象資格の取得状況や受講後の労働条件、雇用継続・再就職状況の面から効果検証を行い、指定講座の偏りを含め、しかるべき制度改善につなげるべきである。

公的職業訓練と教育訓練を行う個人への支援（各国比較）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	デンマーク
公的職業訓練の特徴	・ハローワークの求職者や在職者等を対象に、国、都道府県や民間教育機関等がハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）を実施。	・労働力開発委員会が地域に設置する「ワンストップ・センター」を通して実施 ・連邦政府または州等の地域政府は、これらの施設で訓練を行う個人や企業に助成金等を支給する形で国民に訓練機会を提供。	・中等教育修了相当までの職業資格に関する教育訓練を、継続教育カレッジ、民間事業者等が実施 ・アプレンティスシップを重点的な教育訓練施策と位置付け。	・若者を対象とする「初期職業訓練（いわゆるデュアルシステム）」と「継続職業訓練」に大別される。 ・継続職業訓練には、職業能力の向上を目的とした「向上職業訓練」、職業転換のための「再教育訓練」、ドイツの伝統的な職業資格である「マイスター資格」取得のための職業訓練がある。	・若者を対象とする「初期教育訓練」と「継続職業訓練」に大別される。 ・継続職業訓練は在職者等を対象とし、訓練内容は、事業主が主導するものと、従業員意向に基づくものがある。	・若者を対象とする「主流の教育訓練」と「成人向け教育・継続訓練」に大別され、それぞれ普通教育と職業教育の2つの経路が並列して存在する。 ・成人に対しても、中等教育から高等教育レベルまで、各種プログラムが提供されている。
個人への支援	・教育訓練給付制度により受講費用の一部を支給。 ・一定の条件を満たした離職者に対して、訓練受講費用のほかに、教育訓練支援給付金を支給。 ・キャリア形成・学び直し支援センターにおいて、キャリアコンサルティング等を実施。	・ワンストップ・センターが職業訓練を必要とすると判断した者にバウチャーを発行。認定を受けた教育機関や民間訓練事業者などで、無料の職業訓練を受けられる。	・低資格等を理由に求職活動等で困難に直面している若年失業者は、「トレイニーシップ」に参加可能。主な訓練内容は無償就業体験や就業準備（履歴書の書き方等）など。	・若年者向けの「初期職業訓練」において、経済的に困難な状況にある者を対象に、住居費や生計に対して助成 ・一定要件を満たす労働者は、継続訓練受講期間中も継続的に賃金を受け取ることができる。 ・失業者には「訓練クーポン」が支給され、認定訓練機関の訓練を受講することが可能。必要に応じて、交通費や保育費等も支援。	・原則として16歳以上の労働者全員に「職業訓練個人口座（CPF）」を開設。賃金を受け取りながら、口座に積まれる受講料金を用いて訓練を受講することができる。財源は事業主の納付する職業訓練負担金。 ・失業者等は、雇用局のカウンセラーが必要と判断した職業訓練を受講できる。訓練費用は当該センターがすべて負担。	・「成人向け教育・継続訓練」を受講中の参加者に対しては、雇用主賃金償還スキームから、失業手当の8割相当額を支給。 ・ガイダンスセンターが教育機関や企業等と連携し、若年者や成人に対して、訓練又は雇用への復帰支援並びに教育訓練プログラムに関する情報提供等を行う。

教育訓練給付金の運営状況

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成25年度	135,944 (4.4)	63,038	72,906	4,639,246 (1.5)	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056 (△11.0)	60,227	60,829	4,487,765 (△ 3.3)	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117 (△ 0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△ 1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△ 6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△ 4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△ 7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△ 8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△ 1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△ 1.9)	51,198	37,813	3,423,119 (△ 2.6)	2,216,784	1,206,334
令和3年度	88,458 (0.5)	50,293	39,165	3,404,769 (△ 0.5)	2,166,581	1,238,188
令和4年度	78,226 (△12.6)	44,849	33,377	2,976,022 (△ 12.6)	1,905,289	1,070,732

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)令和4年度については速報値であり、変更があり得る。

【特定一般教育訓練給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	876	771	111,091 (802.2)	76,588	34,503
令和3年度	2,407 (46.1)	1,261	1,146	164,358 (47.9)	107,890	56,468
令和4年度	3,056 (27.0)	1,442	1,614	186,387 (13.4)	114,552	71,834

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

(注4)令和4年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成27年度	5,867 –	2,706	3,161	6,640 –	3,045	3,595	1,157,988 –	596,326	561,662
平成28年度	9,630 (64.1)	3,820	5,810	20,874 (214.4)	8,842	12,032	2,853,065 (146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229 (37.4)	4,877	8,352	38,781 (85.8)	15,217	23,564	4,933,337 (72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465 (47.1)	7,094	12,371	58,486 (50.8)	21,402	37,084	8,089,014 (64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251 (19.5)	8,274	14,977	71,648 (22.5)	25,491	46,157	10,348,718 (27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404 (26.5)	10,169	19,235	80,517 (12.4)	27,882	52,635	11,614,829 (12.2)	4,596,769	7,018,060
令和3年度	34,835 (18.5)	11,767	23,068	91,063 (13.1)	30,509	60,554	12,816,851 (10.3)	5,056,147	7,760,705
令和4年度	35,906 (3.1)	12,393	23,513	96,301 (5.8)	32,556	63,745	13,867,681 (8.2)	5,485,874	8,381,807

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

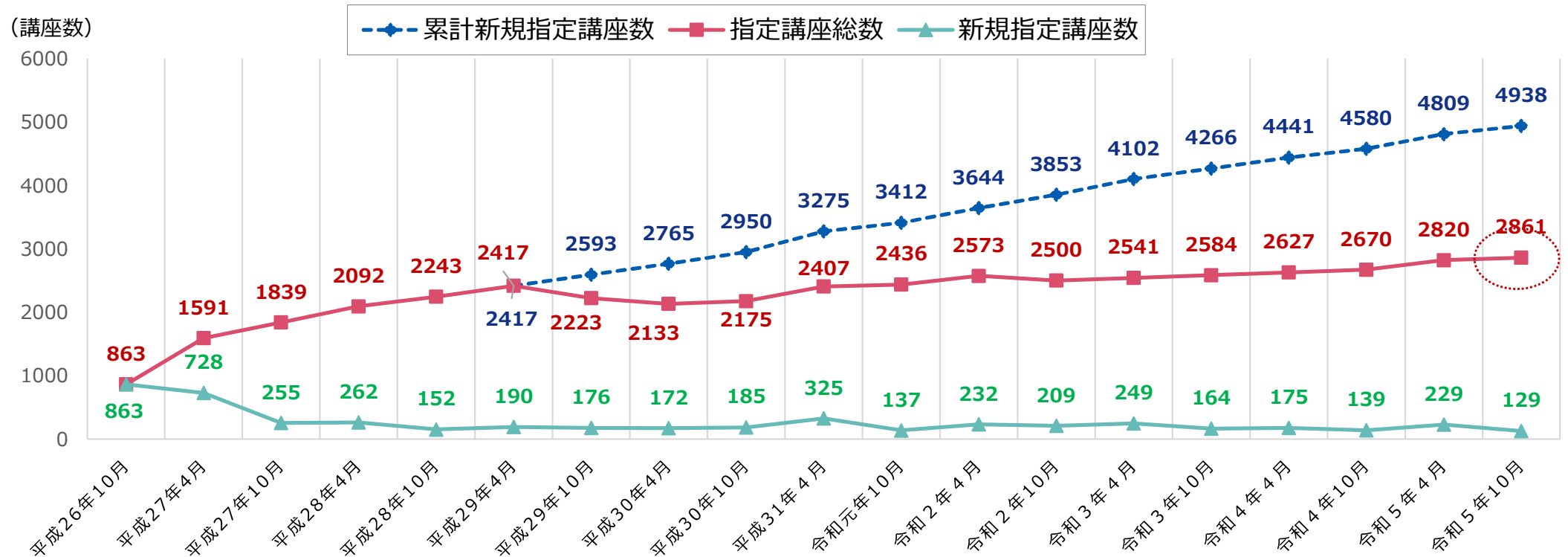
(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に引き上げている。

(注5)令和4年度については速報値であり、変更があり得る。

対象講座の指定状況の推移（専門実践教育訓練）

- 専門実践教育訓練の対象講座の指定状況を見ると、令和5年10月時点で2,861講座となっており、そのうち第一類型が1,767講座と最も多くなっている。



指定講座総数（令和5年10月時点）2,861の内訳

※ 講座指定は、指定日（4月1日又は10月1日）から3年間。
指定期間満了後も引き続き指定を希望する場合には、再指定手続が必要。

第一類型	第二類型	第三類型	第四類型	第五類型	第六類型	第七類型
業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程	専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム	専門職大学院	大学等の職業実践力育成プログラム	一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程	第四次産業革命スキル習得講座	専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程
講座数) 1,767講座	講座数) 669講座	講座数) 94講座	講座数) 198講座	講座数) 3講座	講座数) 129講座	講座数) 1講座
例) 看護師、介護福祉士、美容師等	例) 商業実務、衛生関係 等	例) 教職大学院、法科大学院 等	例) 特別の課程（保健）、特別の課程（工学・工業）等	例) 情報処理安全確保支援士 等	例) AI、データサイエンス、セキュリティ 等	

専門実践教育訓練の指定講座の内訳①

全指定講座数：2,861講座（令和5年10月1日現在）

①業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程

1,767講座

介護福祉士	295講座	視能訓練士	9講座
看護師	280講座	測量士補	5講座
美容師	150講座	管理栄養士	5講座
社会福祉士	125講座	保健師	5講座
歯科衛生士	115講座	きゅう師	4講座
保育士	108講座	電気工事士	4講座
調理師	89講座	臨床検査技師	3講座
精神保健福祉士	85講座	測量士	1講座
はり師	71講座	航空運航整備士	1講座
理容師	56講座		
栄養士	50講座		
柔道整復師	45講座		
准看護師	44講座		
助産師	41講座		
作業療法士	26講座		
あん摩マッサージ指圧師	23講座		
言語聴覚士	23講座		
キャリアコンサルタント	22講座		
臨床工学技士	21講座		
理学療法士	18講座		
歯科技工士	16講座		
海技士	16講座		
製菓衛生師	11講座		

②専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム

669講座

職業実践専門課程

商業実務その他	142講座
衛生関係その他	82講座
工業関係その他	72講座
情報処理	49講座
動物	47講座
文化その他	46講座
自動車整備	44講座
デザイン	37講座
土木・建築	32講座
スポーツ	21講座
医療関係その他	17講座
農業関係その他	14講座
情報	12講座
電気・電子	11講座
社会福祉関係その他	9講座
服飾・家政その他	9講座
経理・簿記	8講座
ビジネス	7講座
旅行	5講座

キャリア形成促進プログラム

医療関係	2講座
文化教養関係	2講座
商業実務関係	1講座

専門実践教育訓練の指定講座の内訳②

③専門職大学院 94講座

ビジネス・MOT	38講座
法科大学院・司法試験合格	15講座
教職大学院	16講座
その他	9講座
公衆衛生	7講座
会計	3講座
臨床心理	3講座
公共政策	2講座
知的財産	1講座

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 3講座

情報通信技術関係資格（シスコ技術者認定 CCNP）	2講座
情報通信技術関係資格（ITILエキスパート）	1講座

⑥第四次産業革命スキル習得講座 129講座

第四次産業革命スキル習得講座	129講座
----------------	-------

④大学等の職業実践力育成プログラム 198講座

特別の課程（保健）	61講座
正規課程（保健）	25講座
正規課程（社会科学・社会）	25講座
特別の課程（工学・工業）	23講座
特別の課程（その他）	22講座
特別の課程（社会科学・社会）	8講座
正規課程（人文科学・人文）	7講座
正規課程（その他）	6講座
特別の課程（教育）	5講座
正規課程（工学・工業）	4講座
特別の課程（農学・農業）	4講座
正規課程（芸術）	3講座
正規課程（農学・農業）	2講座
特別の課程（人文科学・人文）	2講座
正規課程（教育）	1講座

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程 1講座

農学関係	1講座
------	-----

特定一般教育訓練の指定講座の内訳

全指定講座数：573講座（令和5年10月1日現在）

①業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程 520講座

宅地建物取引士資格試験	4講座
社会保険労務士試験	3講座

介護職員初任者研修 130時間	75講座
介護支援専門員実務研修	64講座
介護福祉士（実務者養成研修）※120時間未満の課程	21講座

福祉用具専門相談員 50時間	9講座
----------------	-----

喀痰吸引等研修修了【第1号研修】基本研修	14講座
特定行為研修	67講座

社会福祉士	6講座
-------	-----

保育士	3講座
-----	-----

大型自動車第一種免許	80講座
中型自動車第一種免許	56講座
大型自動車第二種免許	32講座
準中型自動車第一種免許	32講座
大型特殊自動車免許	20講座
普通自動車第二種免許	16講座
けん引免許	12講座
フォークリフト運転技能講習	3講座

第二種電気主任技術者試験（一次・二次総合）	3講座
-----------------------	-----

②一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSSレベル2以上（120時間未満のITSSレベル3を含む））10講座

基本情報技術者試験	4講座
情報通信技術関係資格（その他）ITSSレベル2	3講座
CCNA（シスコ技術者認定）	3講座

③短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 43講座

職業実践力育成プログラム	42講座
キャリア形成促進プログラム	1講座

一般教育訓練の指定講座の内訳①

全指定講座数：11,833講座（令和5年10月1日現在）

①輸送・機械運転関係

7,428講座

【公的資格】

大型自動車第一種免許	2,380講座
中型自動車第一種免許	1,632講座
準中型自動車第一種免許	731講座
大型特殊自動車免許	656講座
大型自動車第二種免許	628講座
けん引免許	376講座
普通自動車第二種免許	371講座
フォークリフト運転技能講習	298講座
小型移動式クレーン技能講習	78講座
車両系建設機械運転技能講習	70講座
玉掛技能講習	68講座
高所作業車運転技能講習	54講座
床上操作式クレーン技能講習	23講座
無人航空機操縦士	16講座
移動式クレーン運転士免許	15講座
中型自動車第二種免許	13講座
クレーン・デリック運転士免許	7講座
海技士	6講座
不整地運搬車運転技能講習	4講座
ショベルローダー等運転技能講習	1講座
運行管理者	1講座

②医療・社会福祉・保健衛生関係

1,944講座

【公的資格】

介護福祉士実務者養成研修	1,190講座	歯科技工士	2講座
介護職員初任者研修	202講座	助産師	2講座
特定行為研修	198講座	リンパ浮腫複合的治療科	2講座
介護支援専門員	43講座	あん摩マッサージ指圧師	1講座
喀痰吸引等研修修了	43講座	あん摩マッサージ師教員	1講座
社会福祉士	33講座	准看護師	1講座
介護福祉士	32講座	介護教員講習会	1講座
精神保健福祉士	26講座	生活援助従事者	1講座
登録販売者	20講座	はり師教員	1講座
福祉用具専門相談員	19講座	視能訓練士	1講座
理学療法士	17講座		
保育士	15講座		
看護師	7講座	【民間資格】	
柔道整復師	7講座	医療事務技能審査試験	7講座
衛生管理者免許試験	6講座	診療報酬請求事務能力認定試験	6講座
救急救命士	5講座	医療事務認定実務者(R)試験	3講座
言語聴覚士	5講座	医療事務検定試験	3講座
看護教員	5講座	医療事務管理士技能認定試験	2講座
管理栄養士	4講座	調剤薬局事務検定試験	2講座
実務者研修教員講習会	4講座	調剤事務管理士技能認定試験	2講座
作業療法士	4講座	医師事務作業補助者検定試験	2講座
はり師	3講座	メンタルヘルス・マネジメント検定試験	1講座
栄養士	3講座	メンタルケア心理士	1講座
介護技術講習会	3講座	介護事務管理士技能認定試験	1講座
歯科衛生士	3講座	介護事務認定実務者試験	1講座
臨床工学技士	2講座	健康管理士一般指導員資格認定試験	1講座

※「公的資格」とは、告示上の「公的職業資格」（資格又は試験であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するものをいう。）に該当するものを、「民間資格」とは、それ以外の資格に該当するものとして便宜的に整理したもの。

一般教育訓練の指定講座の内訳②

③専門的サービス関係

526講座

【公的資格】

税理士	205講座
社会保険労務士試験	115講座
行政書士	50講座
中小企業診断士試験	34講座
ファイナンシャルプランニング技能検定試験	20講座
司法書士	17講座
司書・司書補	10講座
通関士	10講座
マンション管理士試験	9講座
弁理士	7講座
土地家屋調査士	6講座
不動産鑑定士	6講座
管理業務主任者	3講座
貸金業務取扱主任者	2講座
賃貸不動産経営管理士	2講座
学芸員	2講座
司書教諭	2講座
公認会計士	1講座
幼稚園教諭免許	1講座

【民間資格】

米国公認会計士	9講座
AFP資格審査試験	5講座
公認内部監査人認定試験	5講座
CFP資格審査試験	3講座
産業カウンセラー試験	2講座

④情報関係

262講座

【公的資格】

ウェブデザイン技能検定	1講座
基本情報技術者試験	1講座
ITパスポート	2講座
情報処理安全確保支援士試験	1講座

【民間資格】

Microsoft Office Specialist 2016	40講座
Webクリエイター能力認定試験	51講座
CAD利用技術者試験	24講座
Photoshopクリエイター能力認定試験	17講座
Illustratorクリエイター能力認定試験	15講座
Oracle認定資格	13講座
建築CAD検定	12講座
VBAエキスパート	9講座
Microsoft Office Specialist 2013	4講座
シスコ認定資格	7講座
ICTプロフィシエンシー検定試験	4講座
日商PC検定試験（データ活用）	4講座
LPIC認定試験	3講座
Excel表計算処理技能認定試験	9講座
Accessビジネスデータベース技能認定試験	2講座
Word文書処理技能認定試験	5講座
CS技能評価試験（表計算部門）	1講座
Microsoft Office Specialist 365&2019	24講座
マイクロソフト認定資格	1講座
CGクリエイター検定	1講座
CS技能評価試験（ワープロ部門）	1講座
LinuC	1講座
G検定	1講座
Python3エンジニア認定基礎試験	1講座
DTPエキスパート・マイスター	1講座
ACP（アドビ認定プロフェッショナル）	1講座

一般教育訓練の指定講座の内訳③

⑤事務関係	424講座
【公的資格】	
日本語教員	53講座
全国通訳案内士試験・英語	2講座
【民間資格】	
TOEIC	166講座
簿記検定試験（日商簿記）	84講座
中国語検定試験	32講座
HSK漢語水平考試	12講座
TOEFL iBT	11講座
実用英語技能検定（英検）	11講座
IELTS	7講座
建設業経理検定	7講座
日本語教育能力検定試験	6講座
VERSANT	6講座
「ハングル」能力検定	5講座
GMAT	4講座
実用フランス語技能検定試験	4講座
ビジネス実務法務検定試験	3講座
スペイン語技能検定	2講座
スペイン語検定試験D.E.L.E.	1講座
ロシア語能力検定	1講座
フランス国民教育省認定公式フランス語資格	1講座
実用イタリア語検定試験	1講座
タイ語検定試験	1講座
インドネシア語技能検定	1講座
簿記能力検定	1講座
Project Management Professional (PMP)	1講座
ビル経営管理士試験	1講座

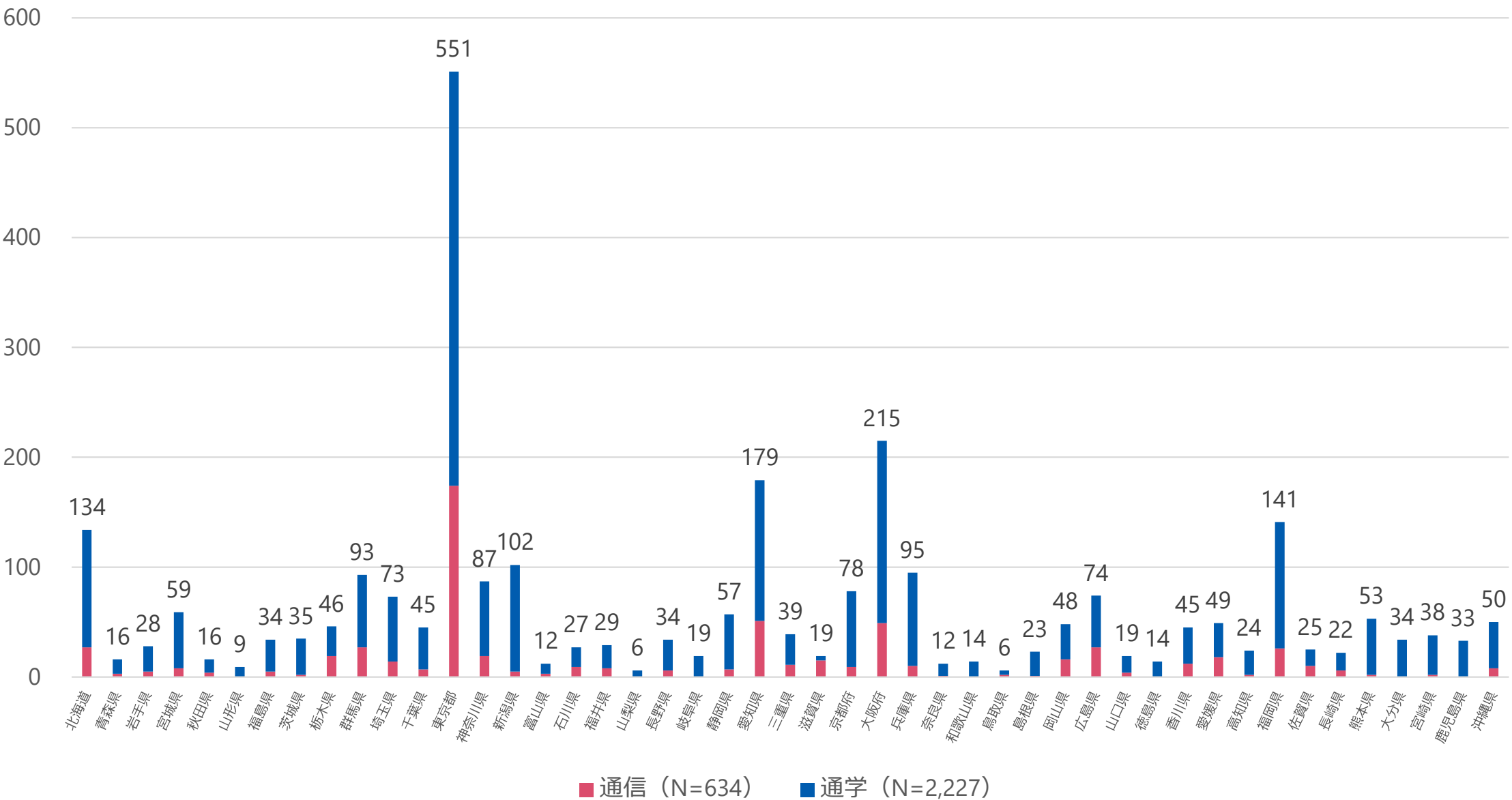
⑥営業・販売・サービス関係	194講座
【公的資格】	
宅地建物取引士資格試験	118講座
調理師	21講座
技能検定試験 フラワー装飾	7講座
国内旅行業務取扱管理者試験	4講座
着付け職種技能検定試験	4講座
総合旅行業務取扱管理者試験	3講座
美容師国家試験	3講座
【民間資格】	
インテリアコーディネーター	20講座
ソムリエ呼称資格認定試験	5講座
パーソナルカラーリスト検定	3講座
福祉住環境コーディネーター検定試験	2講座
手話技能検定	1講座
ブライダルプランナー検定	1講座
色彩検定（AFT）	1講座
食生活アドバイザー検定	1講座

⑧製造関係	23講座
【公的資格】	
製菓衛生師	22講座
技能検定試験 パン製造	1講座

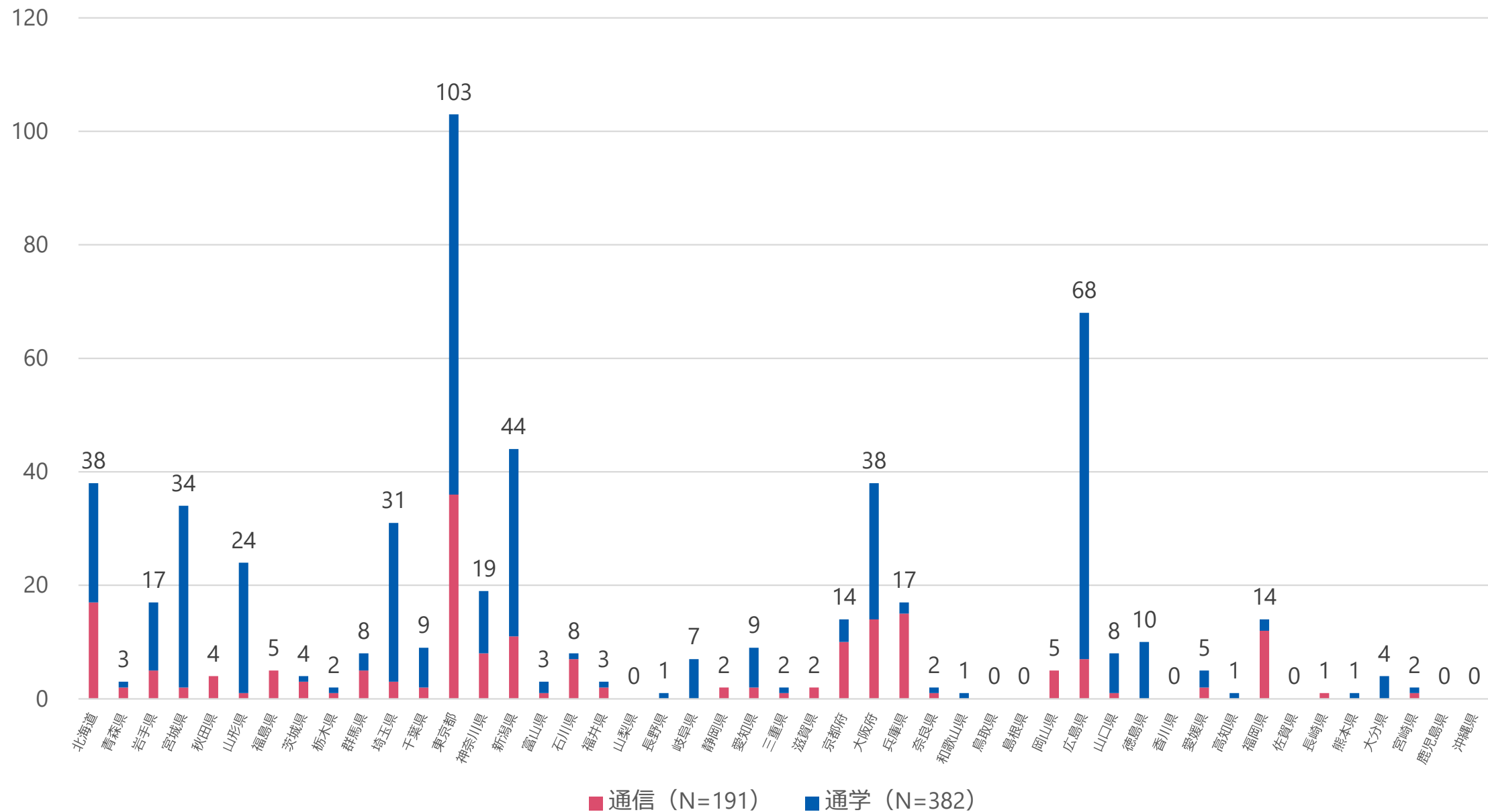
⑨その他	668講座
【公的資格】	
修士・博士	624講座
履修証明プログラム	28講座
科目等履修生	15講座
法学博士（法科大学院）	1講座

⑦技術・農業関係	364講座
【公的資格】	
技術士	66講座
土木施工管理技術検定	59講座
建築士	56講座
建築施工管理技術検定	51講座
管工事施工管理技術検定	23講座
自動車整備士	22講座
電気主任技術者試験	14講座
電気工事施工管理技術検定	11講座
電気工事士試験	8講座
建設機械施工管理技術検定	8講座
電気通信工事担任者試験	6講座
気象予報士試験	5講座
電気通信工事施工管理技術検定	5講座
測量士・測量士補	4講座
造園施工管理技術検定	3講座
建築物環境衛生管理技術者試験	2講座
建築設備士	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
危険物取扱者試験	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
無線従事者資格	2講座
給水装置工事主任技術者試験	2講座
構造設計一級建築士	1講座
設備設計一級建築士	1講座
高圧ガス製造保管責任者試験	1講座
消防設備士試験	1講座
コンクリート技士	1講座
【民間資格】	
日本農業技術検定	3講座
インテリアプランナー	1講座

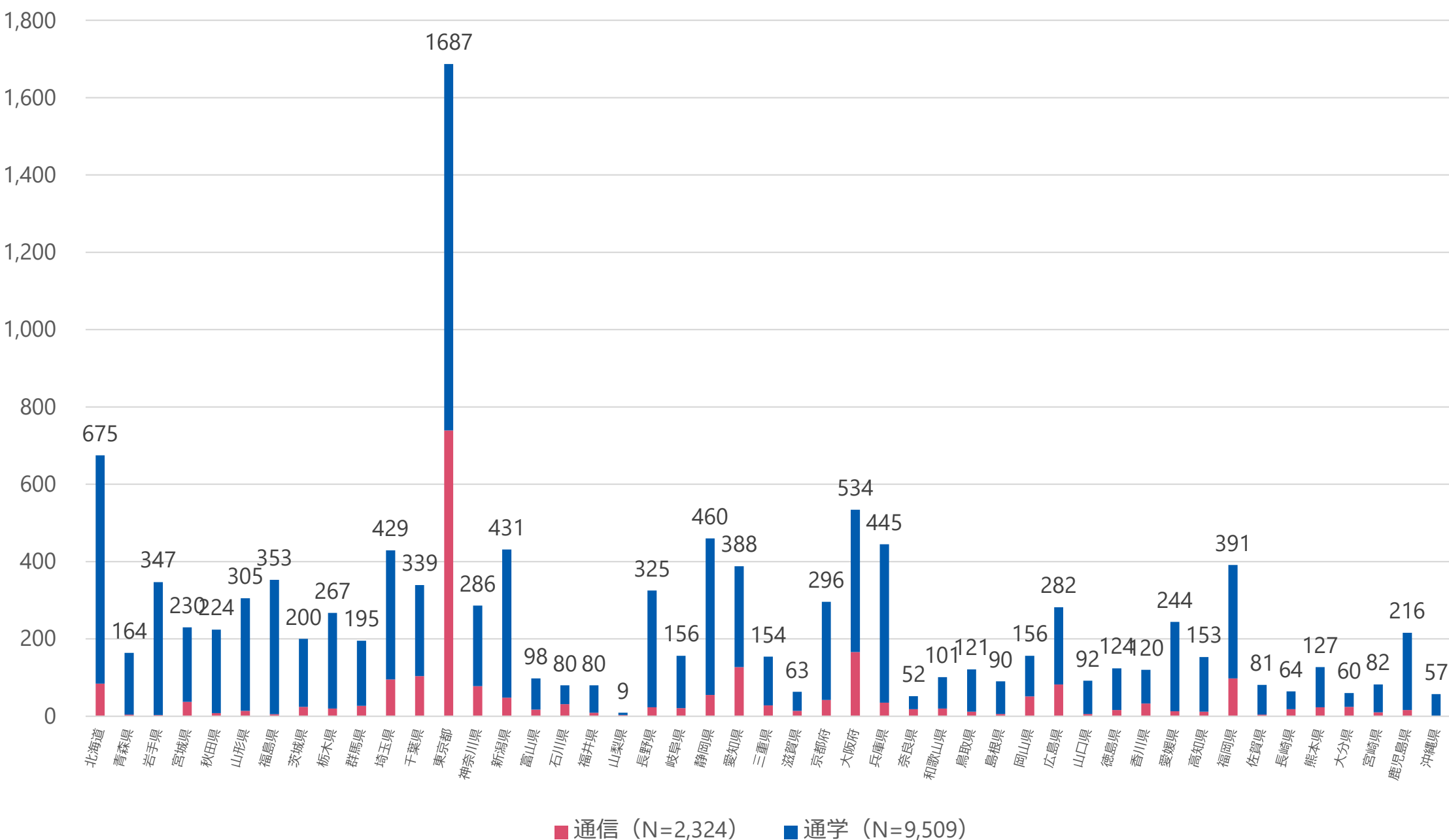
専門実践教育訓練の講座指定の状況（都道府県別）（令和5年10月1日時点）



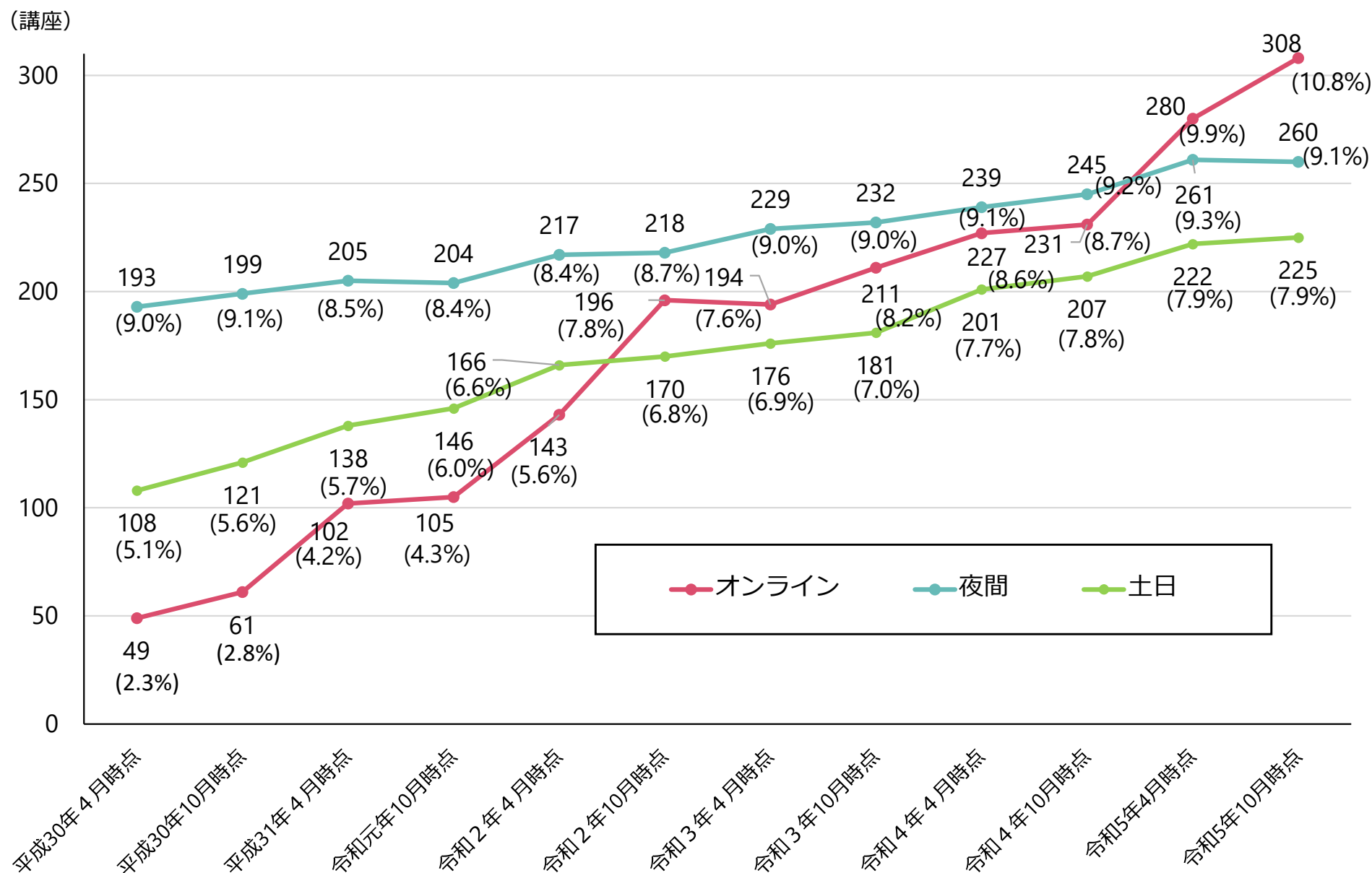
特定一般教育訓練の講座指定の状況（都道府県別）（令和5年10月1日時点）



一般教育訓練の講座指定の状況（都道府県別）（令和5年10月1日時点）



専門実践教育訓練におけるオンライン、夜間、土日の講座数の推移



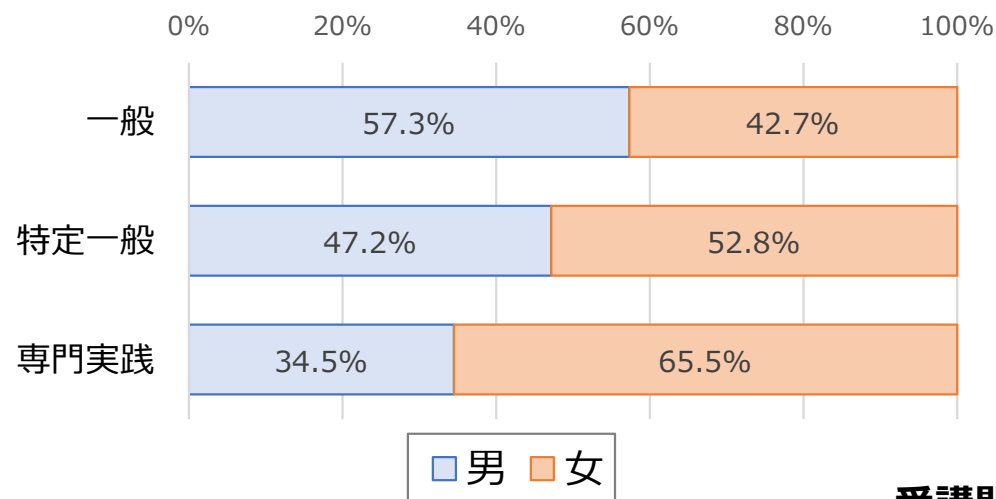
※ 夜間、土日については重複しているものがある。

※ () は、指定講座数に占める当該講座の割合を示す。

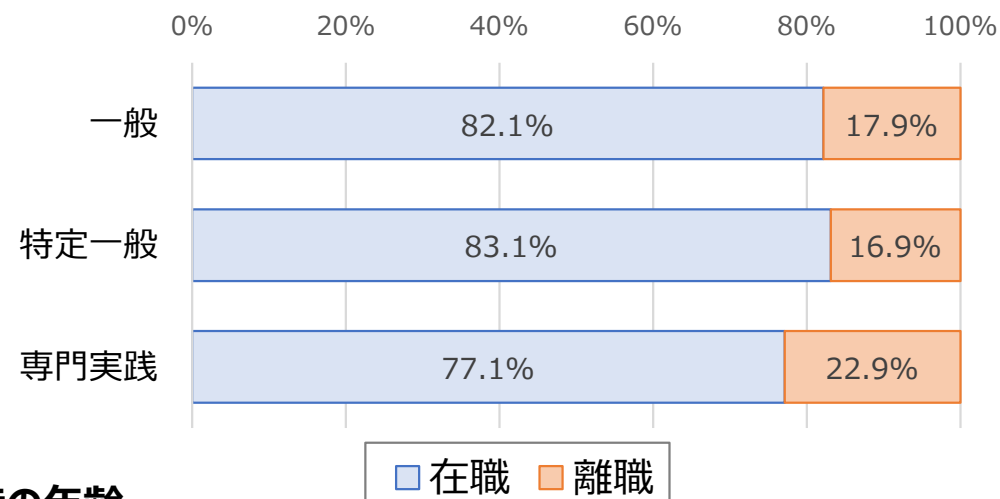
教育訓練給付金の受給者の属性（令和4年度）

○ 教育訓練給付金の受給者の属性を見ると、専門実践は、特定一般・一般と比較して、女性が多くなっている。また、専門実践、特定一般、一般のいずれにおいても、在職者が多くを占めるが、専門実践では一般・特定一般と比較して、離職者が多くなっている。

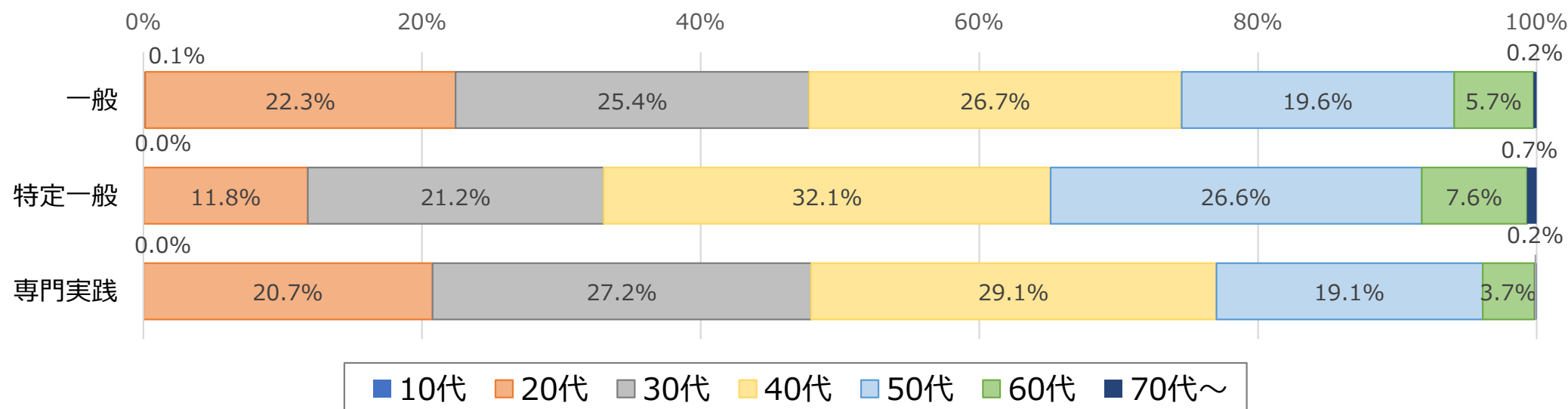
性別



受講開始時の在職状況



受講開始時の年齢

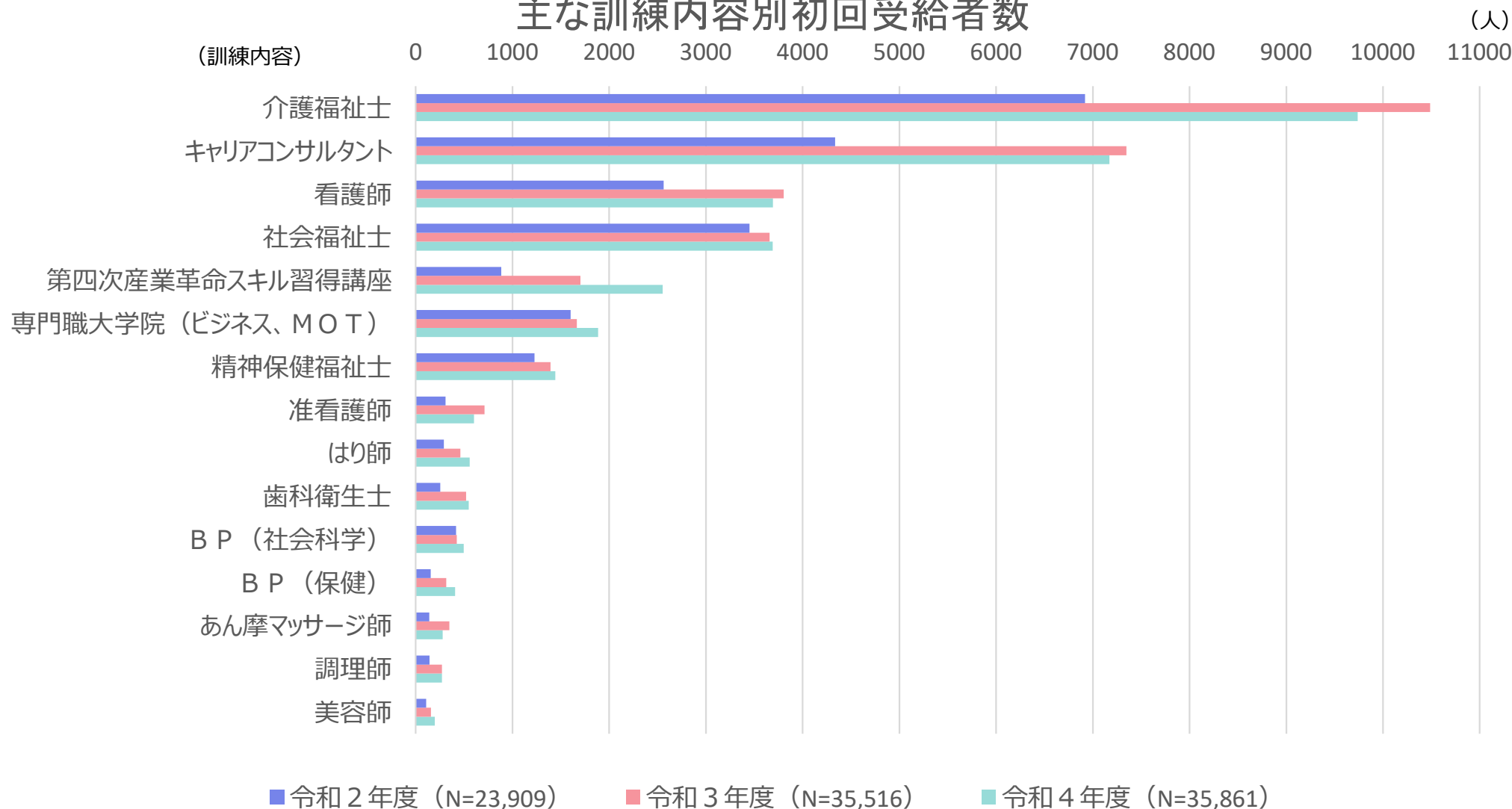


（注）令和4年度の教育訓練給付の受給者（専門実践は初回受給者数）は、一般は78,226人、特定一般は3,056人、専門実践は35,906人となっている。

専門実践教育訓練給付金受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の状況を見ると、介護福祉士、キャリアコンサルタント、看護師、社会福祉士といった資格の取得を目的とする講座の受講者が多く、次に、第四次産業革命スキル習得講座、専門職大学院（ビジネス、M O T）等の受講者が多くなっている。

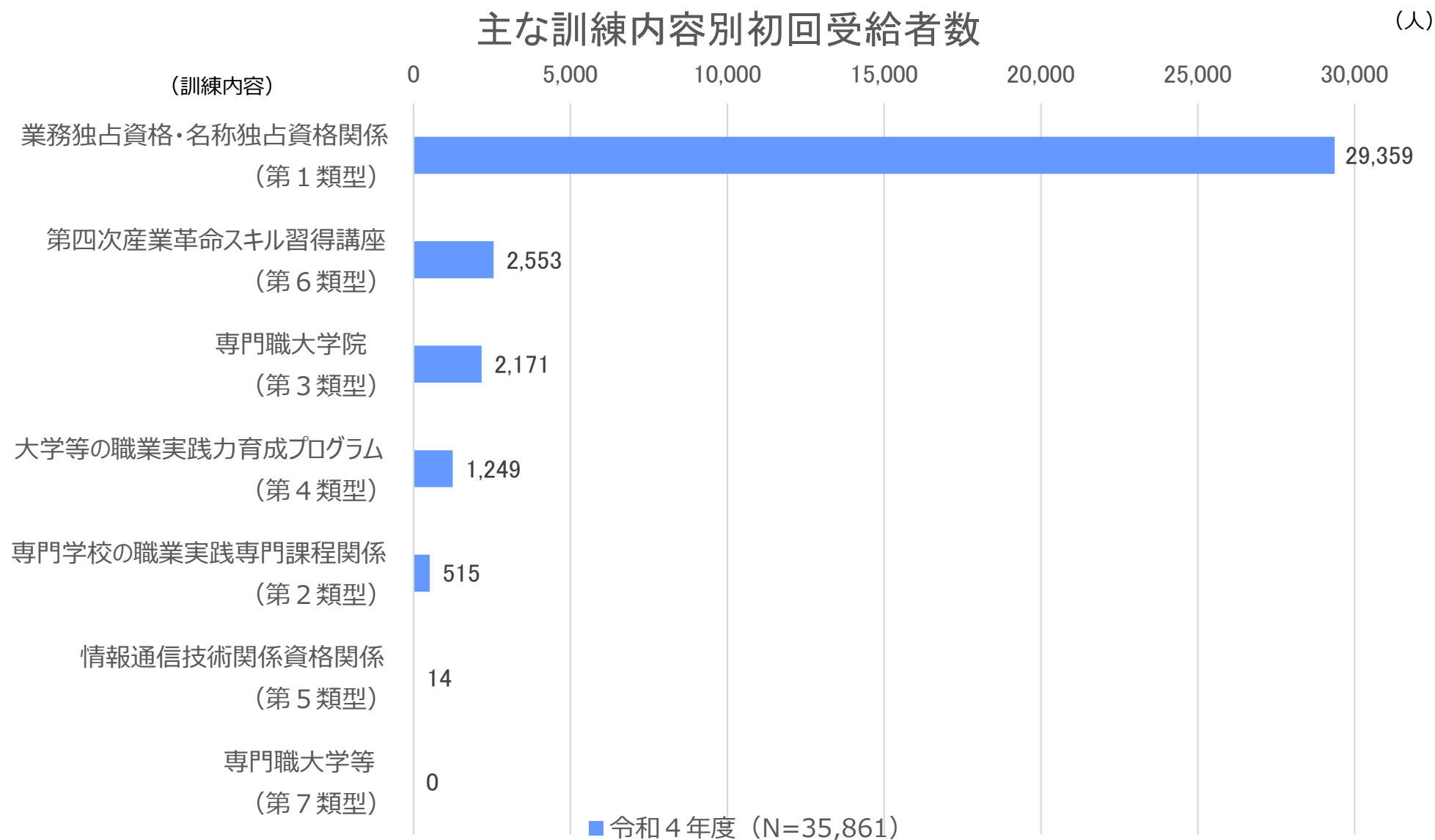
主な訓練内容別初回受給者数



※ 専門実践教育訓練給付受給者の多い順から15コースを抽出している。それ以外のコースの受給者数は、令和2年度は1,111人、令和3年度は2,248人、令和4年度は2,325人。
 ※ このデータは特別集計したものであり、各年度の総数は他の業務統計と一致しない。
 ※ 「BP」とは、Brush up Program for professional（職業実践力育成プログラム）の略。BP（社会科学）は経営マネジメントコースなど、BP（保健）は認定看護師コースなど。

専門実践教育訓練給付受給者の主な受講内容

- 令和4年度の状況を見ると、業務独占資格・名称独占資格関係の受講者が特に多く、次いで、第四次産業革命スキル習得講座、専門職大学院等となっている。

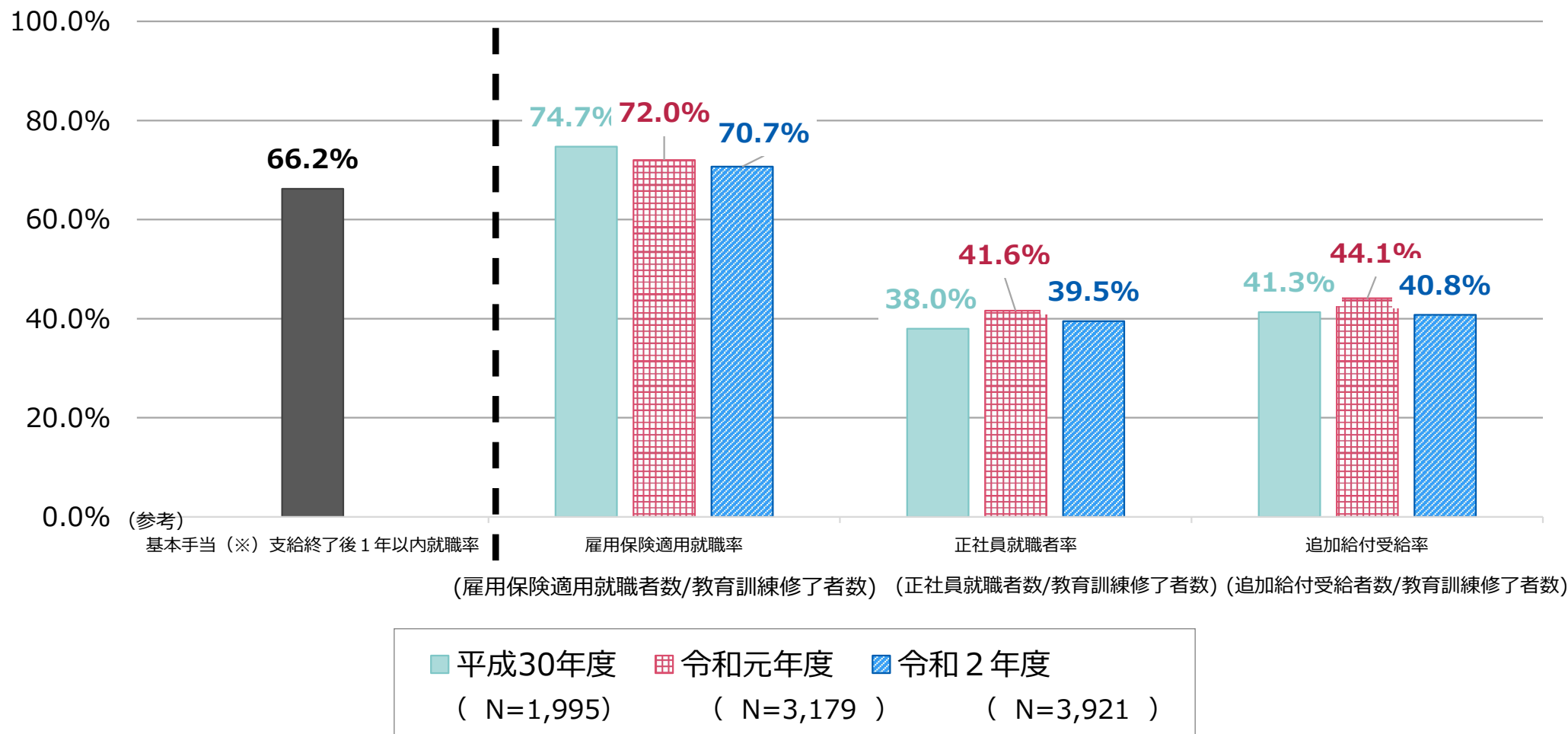


※ このデータは特別集計したものであり、各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

- 受講開始時に離職中で、平成30年度、令和元年度、令和2年度の各年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率は7割程度、正社員就職率・追加給付受給率は4割程度となっている。

受講開始時離職中かつ平成30年度、令和元年度、令和2年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率



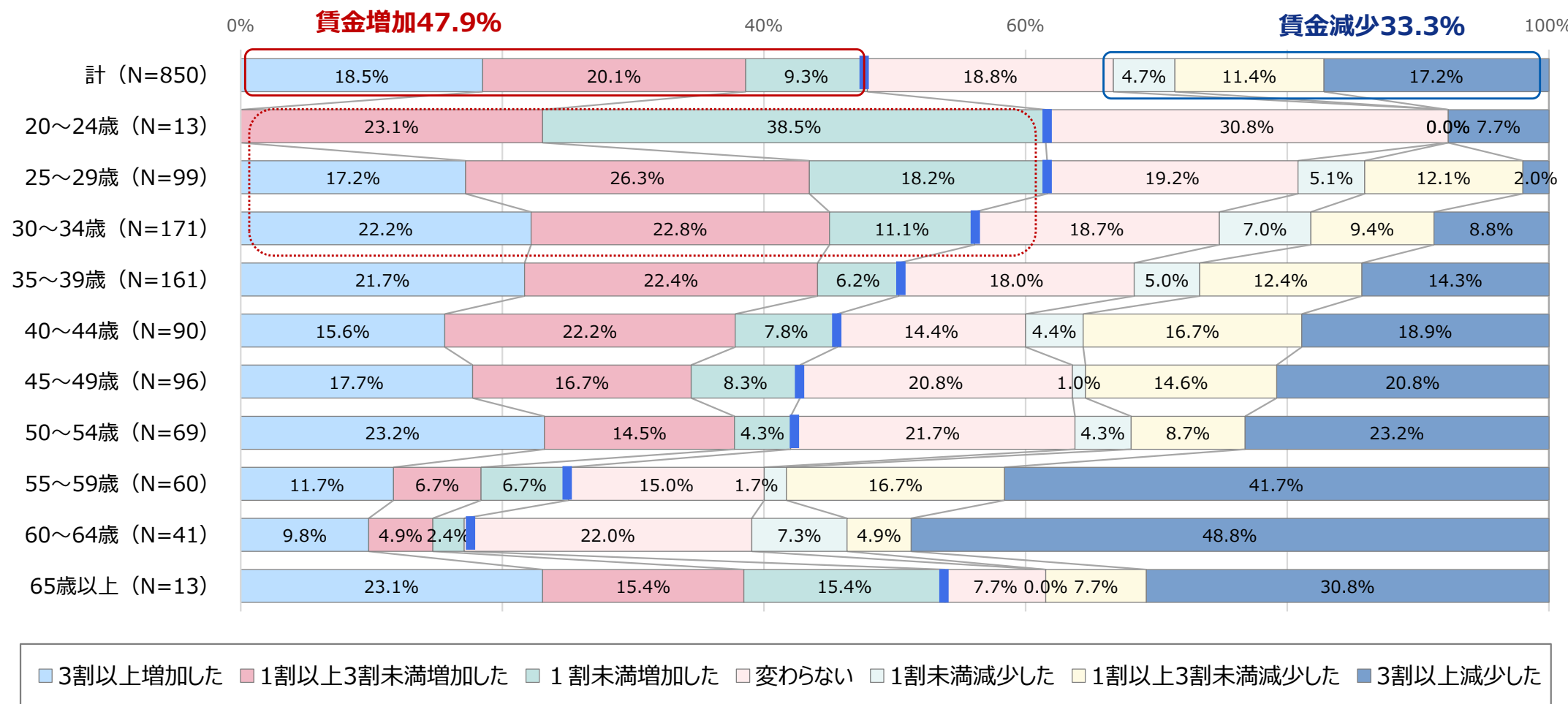
(※) 令和2年度に資格決定が行われたもの。

(注) 受講開始時に離職中であり、令和3年3月末までに訓練を修了した計9,095名について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業しておらず受講後に再就職した者の賃金の変化を見ると、約 5 割（47.9%）が前職と比較して再就職後の賃金が増加しており、35歳未満では 6 割程度の賃金が増加している。
（参考）労働市場全体の転職入職者の賃金変動状況別割合・・・賃金上昇34.8%、賃金減少33.9%（令和 4 年雇用動向調査）

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業していなかった者のうち再就職した者）



※ 令和 4 年 9 月 30 日～11 月 22 日に、平成 29 年 10 月から令和 3 年 9 月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者 78,811 名に対し、WEB 回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320 名が回答（回収率 9.2%）。

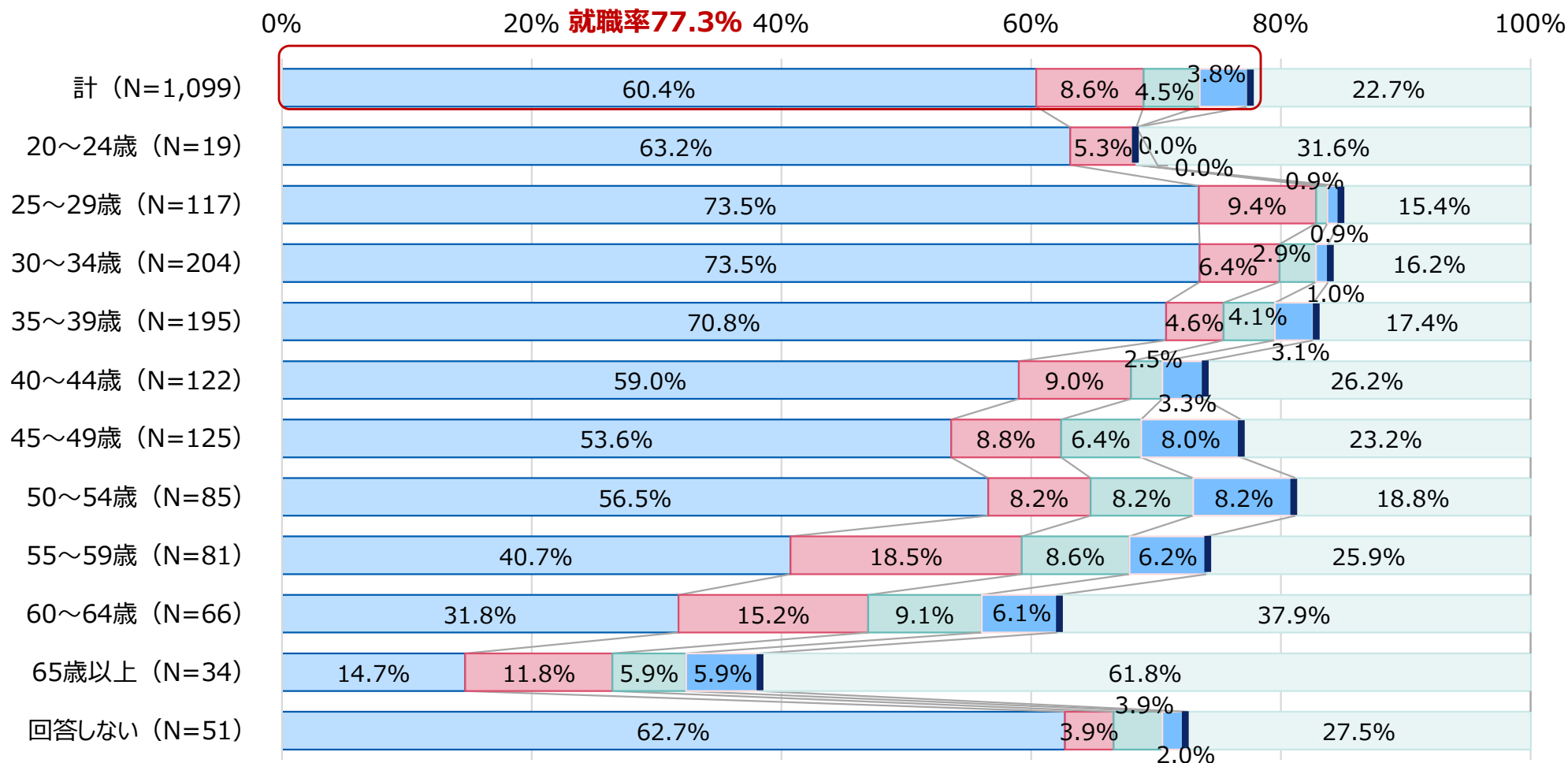
（注 1）年齢計の 850 名には、年齢を回答しなかった者 37 名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

（注 2）賃金には資格手当等も含む。

【離職者】専門実践教育訓練金給付受給者の就職率・就職時期（受給者アンケート）

○ 専門実践教育訓練受講者の就職率は約 8 割となっており、年齢が上がるほど未就職の者が多くなっている。

就職率・就職の時期（受講開始時に就業していなかった者）



■ 受講中又は受講修了後 3 か月以内に就職した ■ 受講修了後 3 ～ 6 か月以内に就職した ■ 受講修了後 6 ～ 12 か月以内に就職した ■ 受講修了後 1 年を超えてから就職した ■ 就職していない

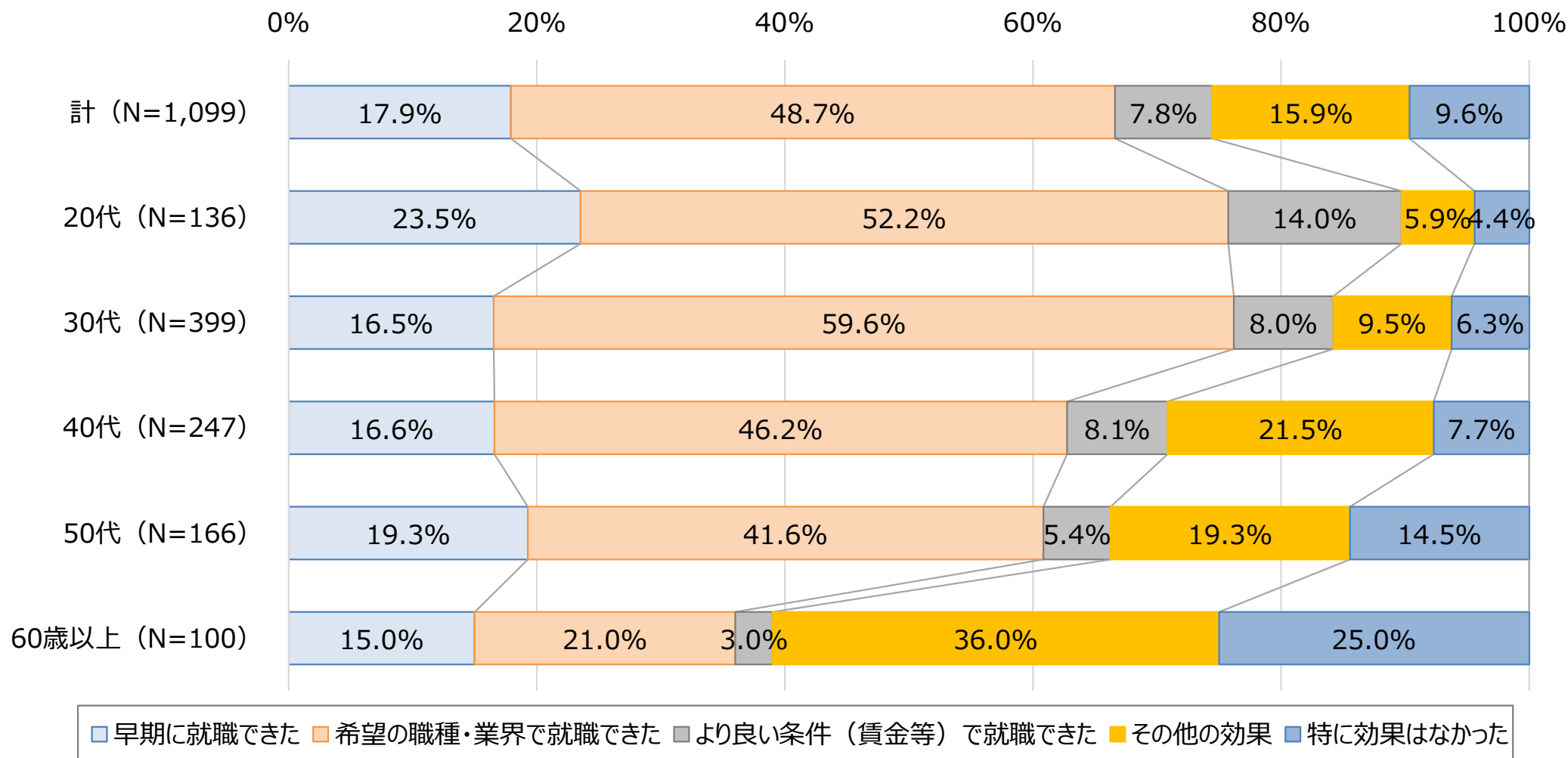
※ 令和 4 年 9 月 30 日～11 月 22 日に、平成 29 年 10 月から令和 3 年 9 月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者 78,811 名に対し、WEB 回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320 名が回答（回収率 9.2%）。

（注）年齢計の回答者 1,099 名には、年齢を回答しなかった者 51 名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

【離職者】専門実践教育訓練給付金受給者が感じる講座受講の効果（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していなかった者に講座の受講の効果を探ったところ、約 9 割が何らかの効果を感じており、そのうち「希望の職種・業界で就職できた」が半数程度となっている。また、年齢が低い者ほど、「より良い条件（賃金等）で就職できた」の割合が多くなっている。

「講座の受講の効果として、どのようなものがあつたと思いますか」（受講開始時に就業していなかった者）



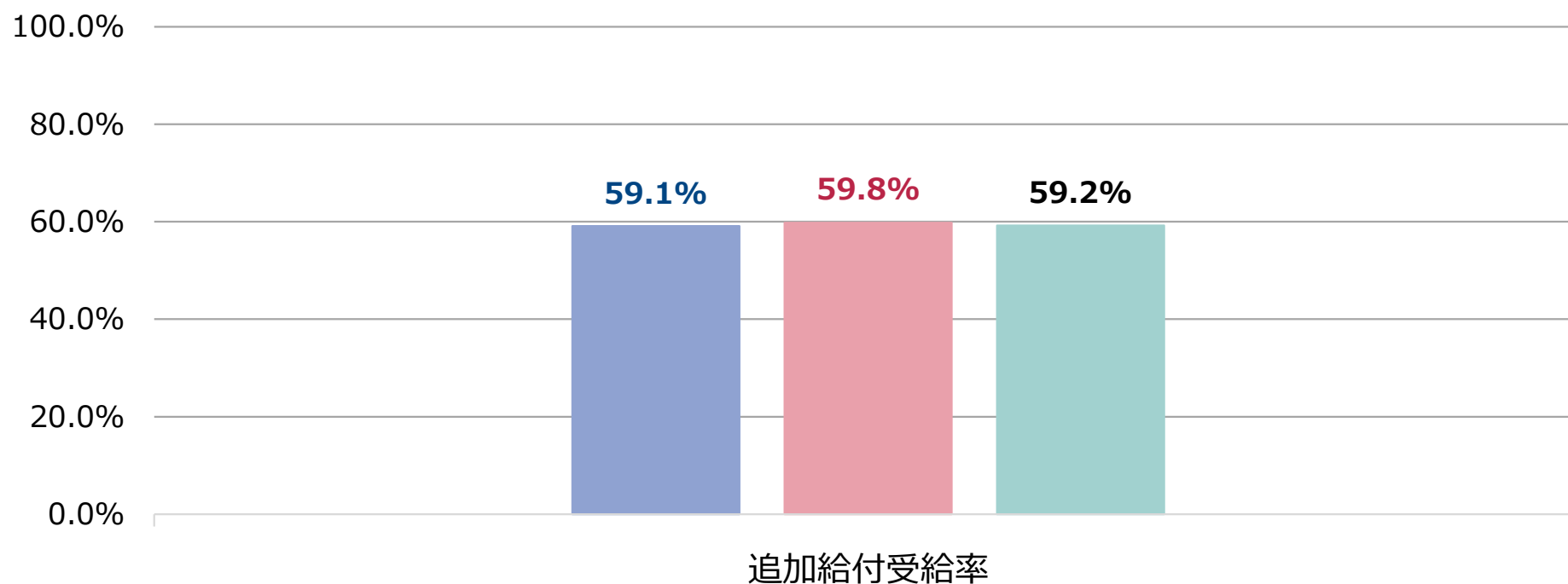
※ 令和 4 年 9 月 30 日～11 月 22 日に、平成 29 年 10 月から令和 3 年 9 月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者 78,811 名に対し、WEB 回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320 名が回答（回収率 9.2%）。

（注）年齢計の 1,099 名には、年齢を回答しなかった者 51 名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

【在職者】専門実践教育訓練給付金受給者の追加給付受給率

- 在職中に専門実践教育訓練を受講開始した者のうち受講修了後に目標とする資格等を取得した者の割合（追加給付受給率）を見ると、受講開始年度にかかわらず、概ね60%となっている。

在職者の専門実践教育訓練給付の追加給付受給率



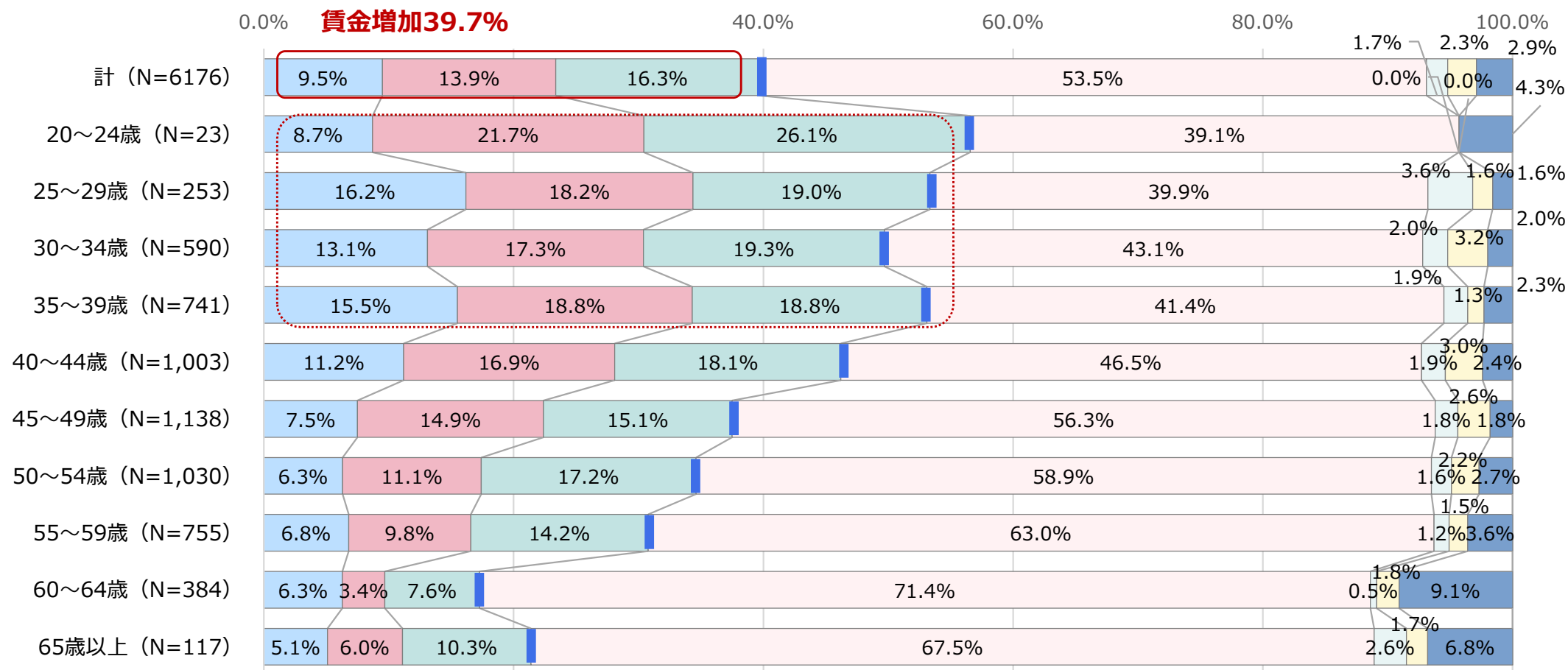
■ 平成30年度 (N=13,372) ■ 令和元年度 (N=20,332) ■ 令和2年度 (N=25,967)

(注) 受講開始時に在職中であり、平成30年度、令和元年度、令和2年度に訓練を開始した者について、訓練期間別に令和4年9月末時点の追加給付受給率を集計。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

【在職者】専門実践教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約4割（39.7%）が受講後に賃金が増加しており、40歳未満では5割以上の賃金が増加している。

専門実践教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



■ 3割以上増加した ■ 1割以上3割未満増加した ■ 1割未満増加した ■ 変わらない ■ 1割未満減少した ■ 1割以上3割未満減少した ■ 3割以上減少した

※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率 9.2%）。

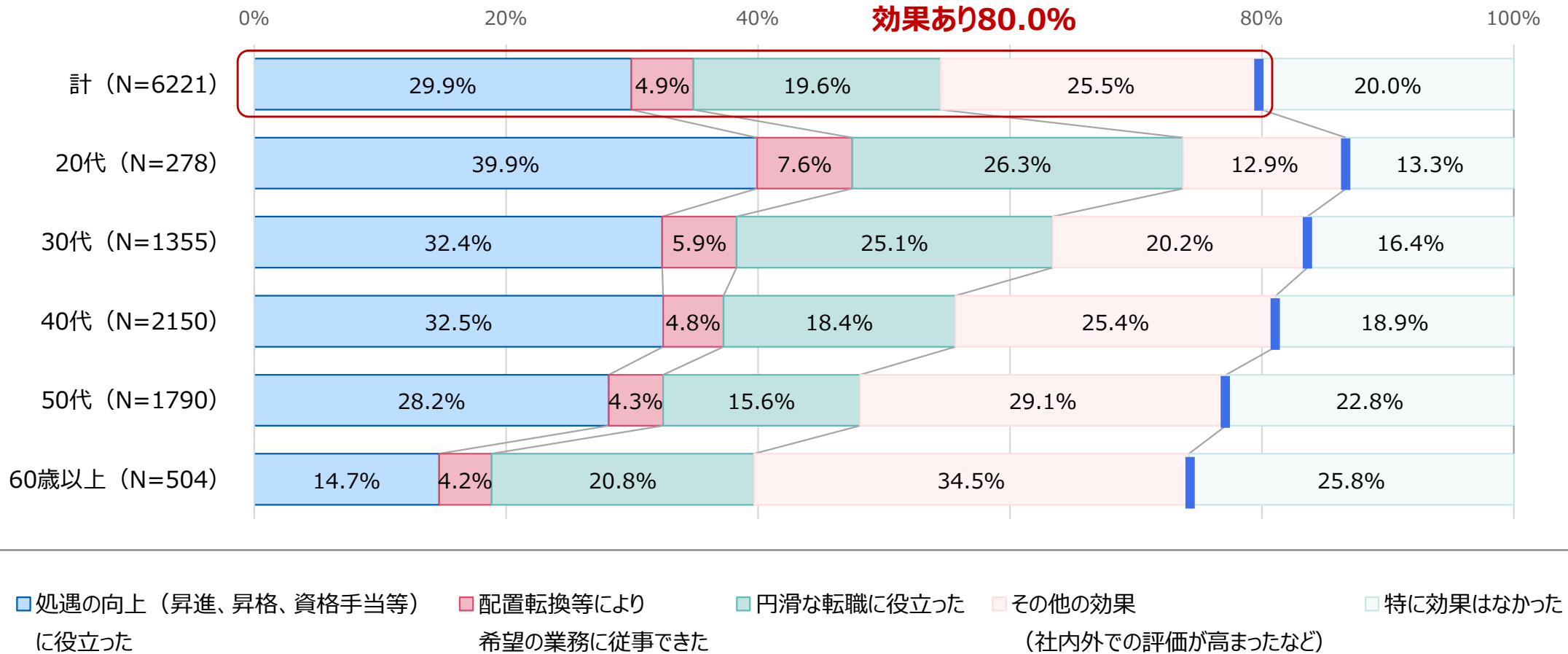
（注1）年齢計の6176名には、年齢を回答しなかった者142名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

（注2）賃金には資格手当等も含む。

【在職者】専門実践教育訓練給付金受給者が感じている講座受講の効果（受給者アンケート）

○ 専門実践教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者に、講座の受講の効果を探ねたところ、80%が何らかの効果を感じており、そのうち処遇の向上が3割程度、社内外での評価等のその他の効果が1/4程度、円滑な転職に役立ったが2割程度となっている。なお、年齢別が上がるごとに効果ありの割合は減少している。

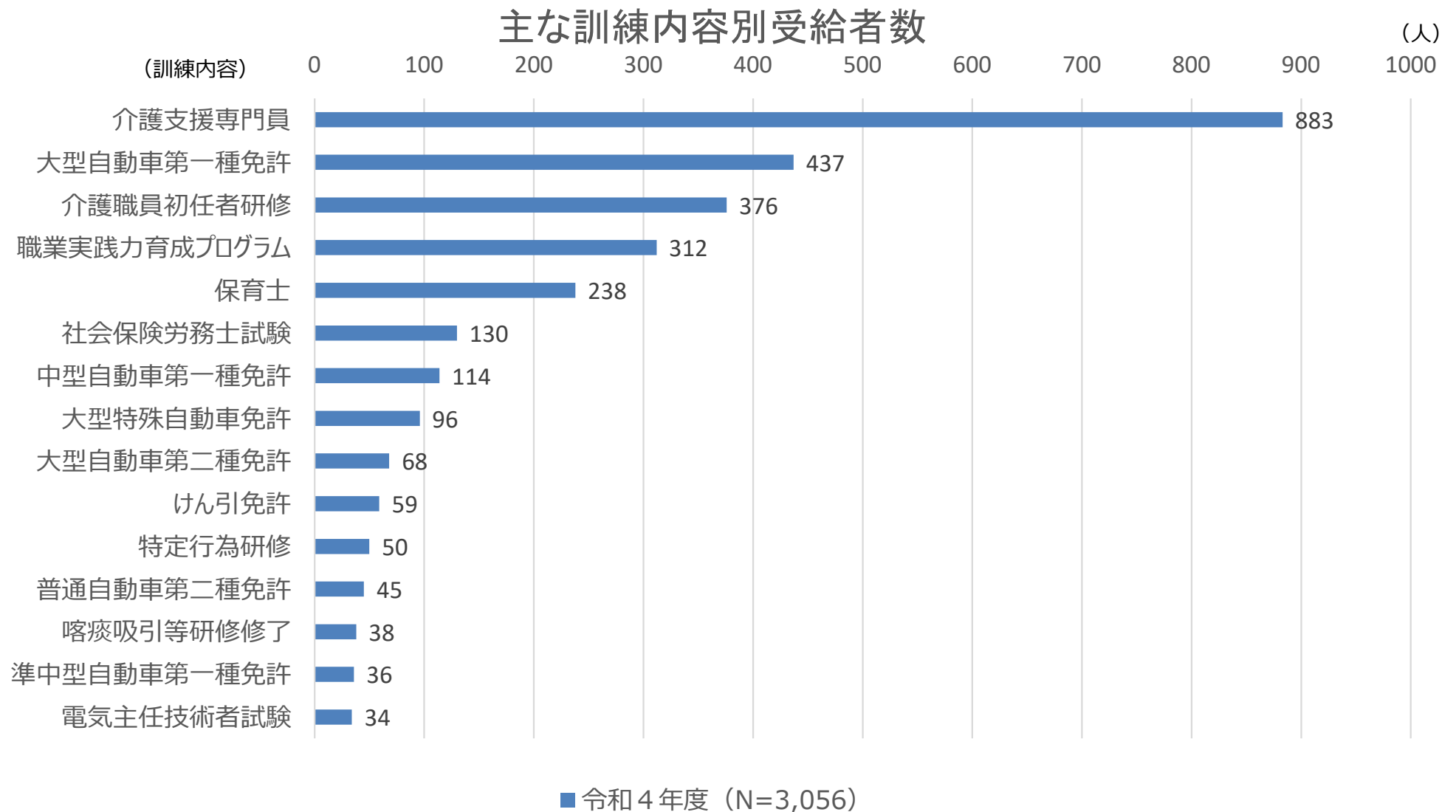
「講座の受講の効果として、どのようなものがあったと思いますか」（受講開始時に就業していた者）



※ 令和4年9月30日～11月22日に、平成29年10月から令和3年9月末時点までの専門実践教育訓練給付受給者78,811名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。7,320名が回答（回収率9.2%）。年齢計の6,221名には、年齢を回答しなかった者144名を含むため、各年齢の回答者数の合計とは一致しない。

特定一般教育訓練給付金受給者の主な受講内容

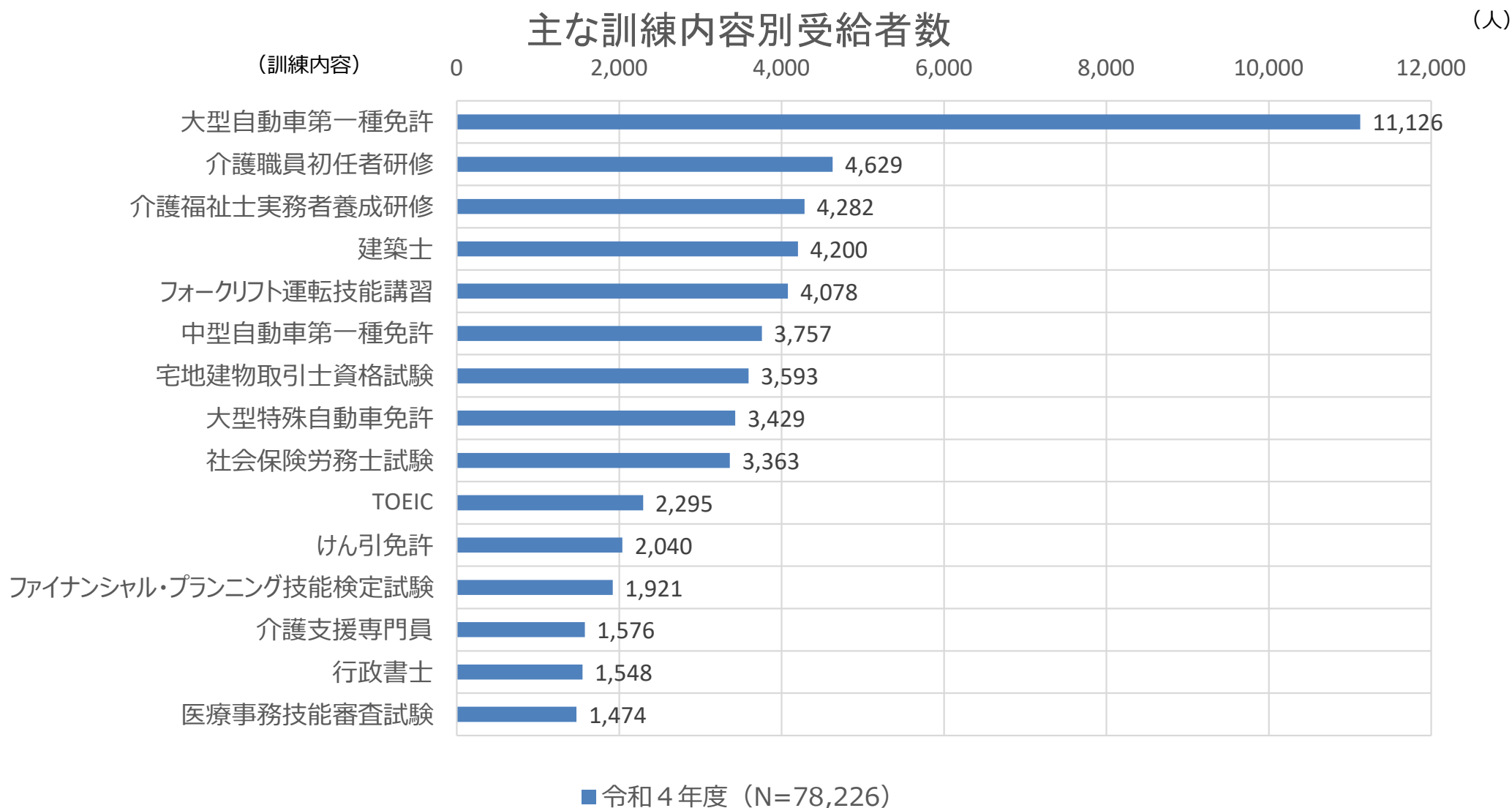
- 令和4年度の状況を見ると、介護支援専門員などの介護関係や大型自動車第一種免許などの運転免許関係の講座の受講者が多く、そのほか、職業実践力育成プログラム、保育士等が多い。



※ 特定一般教育訓練給付金受給者の多い順から15コースを抽出してまとめている。それ以外のコースの受給者数は140人。

一般教育訓練給付金受給者の主な受講内容

- 令和4年度の状況を見ると、大型自動車第一種免許の講座の受講者が特に多く、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者養成研修、建築士、フォークリフト運転技能講習等と続いている。

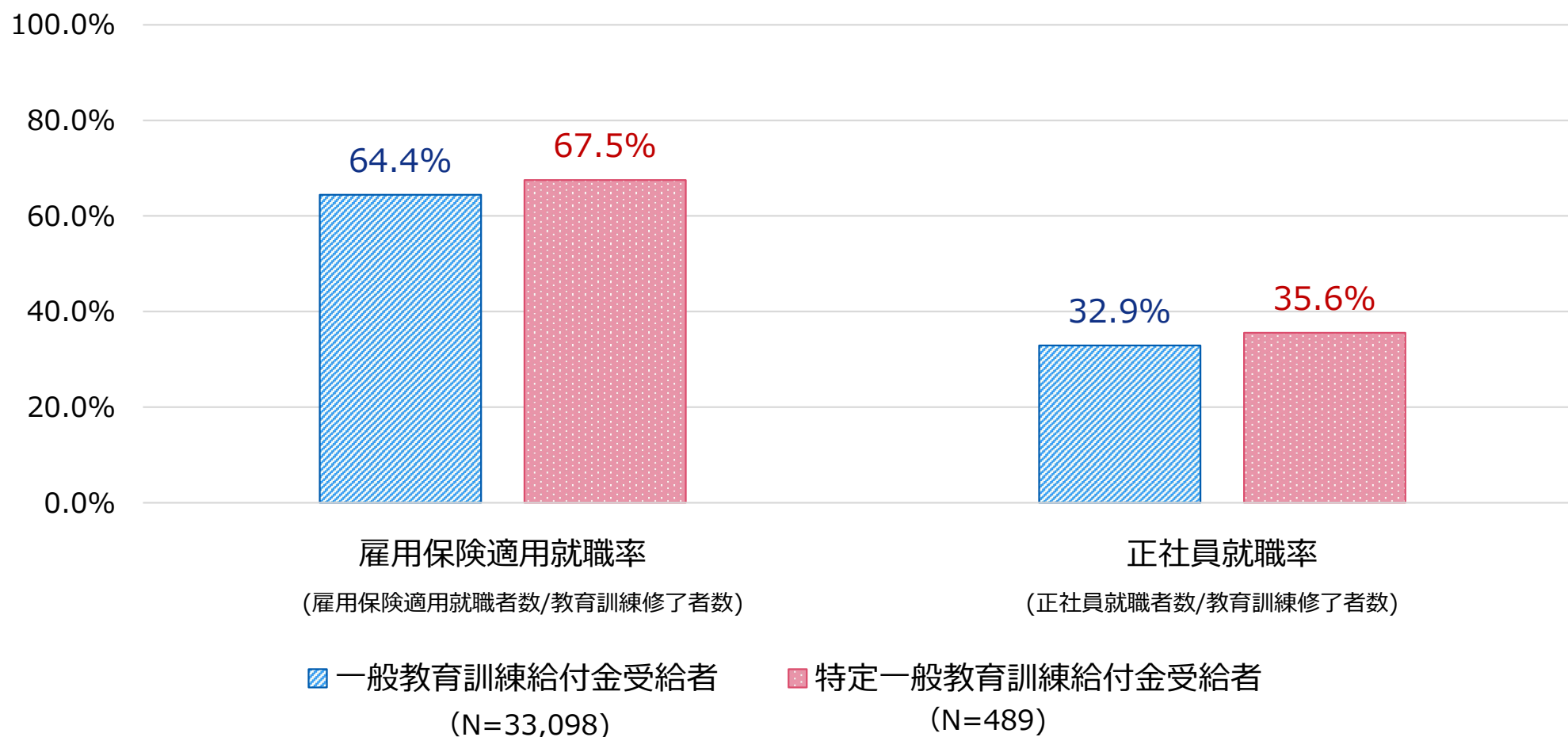


※ 一般教育訓練給付金受給者のうち受給者の多い順から15コースを抽出してまとめている。それ以外のコースの受給者数は24,915人。

【離職者】一般・特定一般教育訓練給付金受給者の雇用保険適用就職率・正社員就職率

- 受講開始時に離職中で、令和2年度に教育訓練を修了した者の雇用保険適用就職率は、一般は64.4%、特定一般は67.5%。正社員就職率は、一般は32.9%、特定一般は35.6%となっている。

受講開始時離職中かつ令和2年度に一般教育訓練・特定一般教育訓練を修了した者の
雇用保険適用就職率・正社員就職率

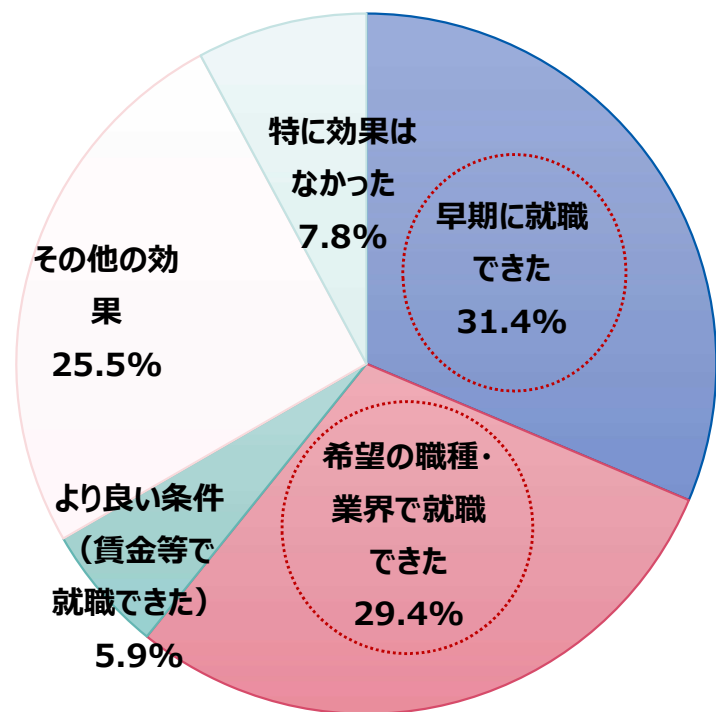


(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度に教育訓練を修了した者について、令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率を集計。Nは教育訓練修了者数。

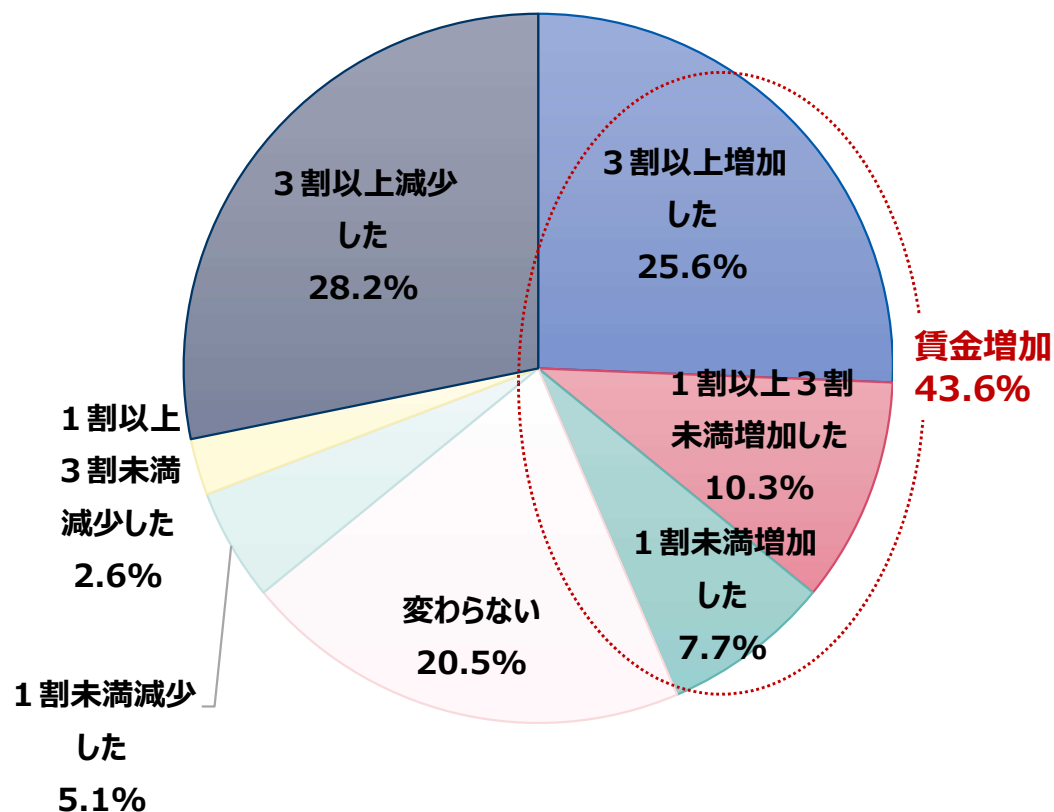
【離職者】特定一般教育訓練給付金受給者の講座受講の効果（受給者アンケート）

- 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していなかった者に、講座の受講の効果を探ったところ、92.2%が何らかの効果を感じており、そのうち「早期に就職できた」が31.4%、「希望の職種・業界で就職できた」が29.4%となっている。また、訓練受講後の再就職により43.6%が賃金が増加したとしている。ただし、制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

受給者が感じている講座受講の
効果（N=51）



訓練受講後の賃金の変化（受講開始時に就業
していなかった者のうち再就職した者）
（N=39）



※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率12.6%）。

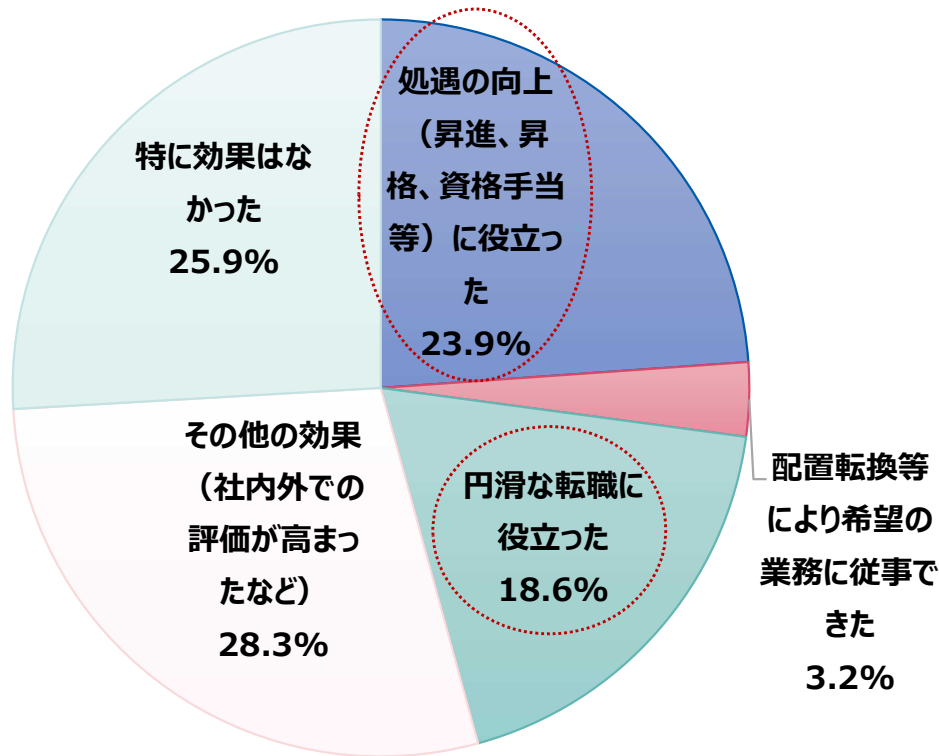
（注）賃金には資格手当等も含む。

【在職者】特定一般教育訓練給付金受給者の講座受講の効果（受給者アンケート）

- 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者に、講座の受講の効果を探ったところ、74.1%が何らかの効果を感じており、そのうち「処遇の向上に役立った」が23.9%、「円滑な転職に役立った」が18.6%となっている。また、訓練受講後は26.3%が賃金が増加したとしている。ただし、制度創設から間もないため、回答者数が少ないことに留意が必要。

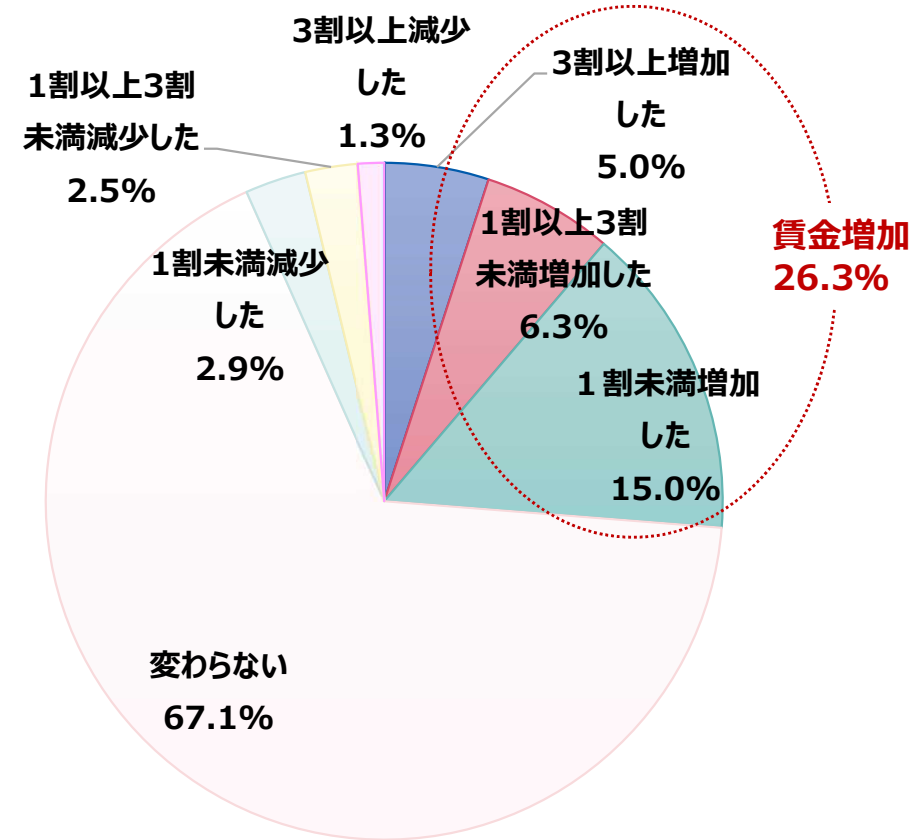
受給者が感じている講座受講の効果

(N=247)



訓練受講後の賃金の変化

(受講開始時に就業していた者) (N=240)



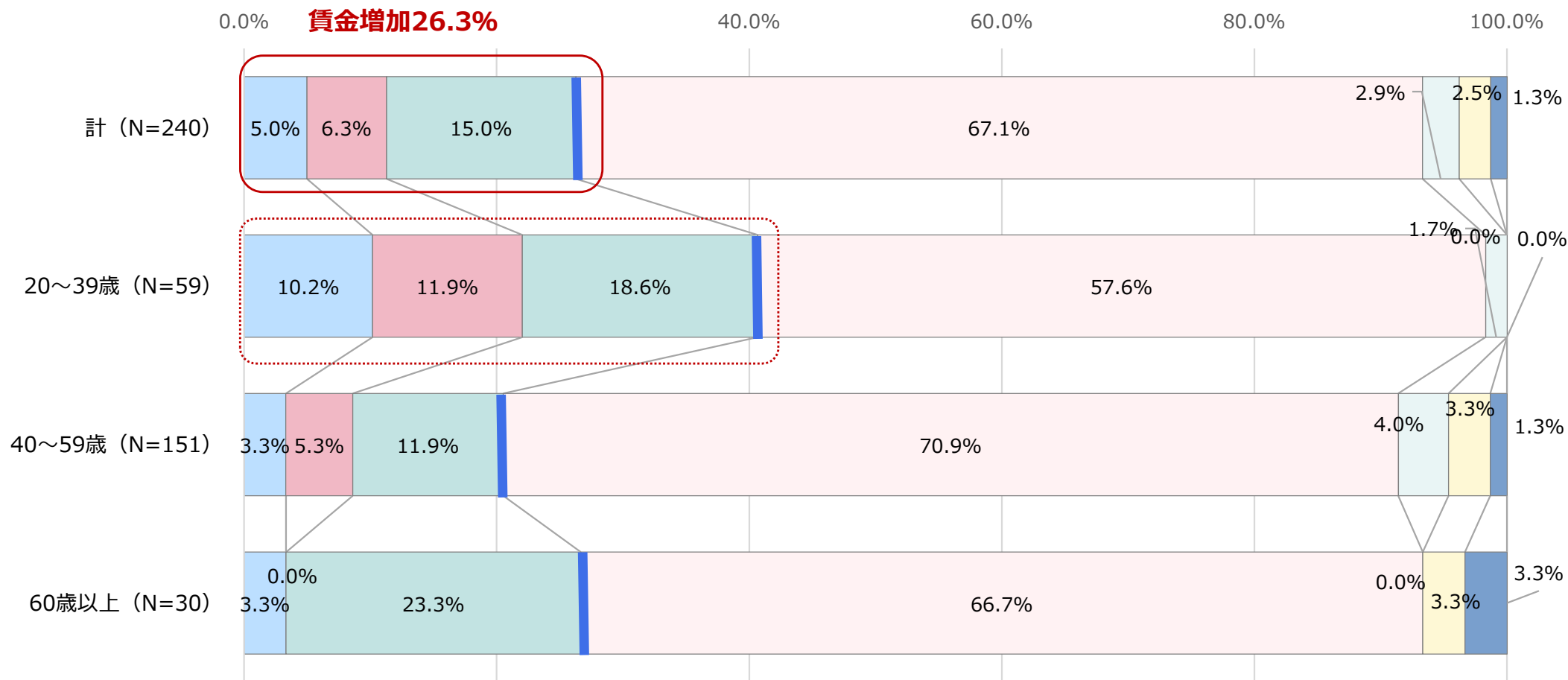
※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率12.6%）。

（注）賃金には資格手当等も含む。

【在職者】特定一般教育訓練給付金受給者の訓練修了後の賃金の変化（受給者アンケート）

- 特定一般教育訓練受講者のうち受講開始時に就業していた者の約3割（26.3%）が受講後に賃金が増加しており、40歳未満では4割以上で賃金が増加している。

特定一般教育訓練受講後の賃金の変化（受講時に就業していた者）



■ 3割以上増加した ■ 1割以上3割未満増加した ■ 1割未満増加した ■ 変わらない ■ 1割未満減少した ■ 1割以上3割未満減少した ■ 3割以上減少した

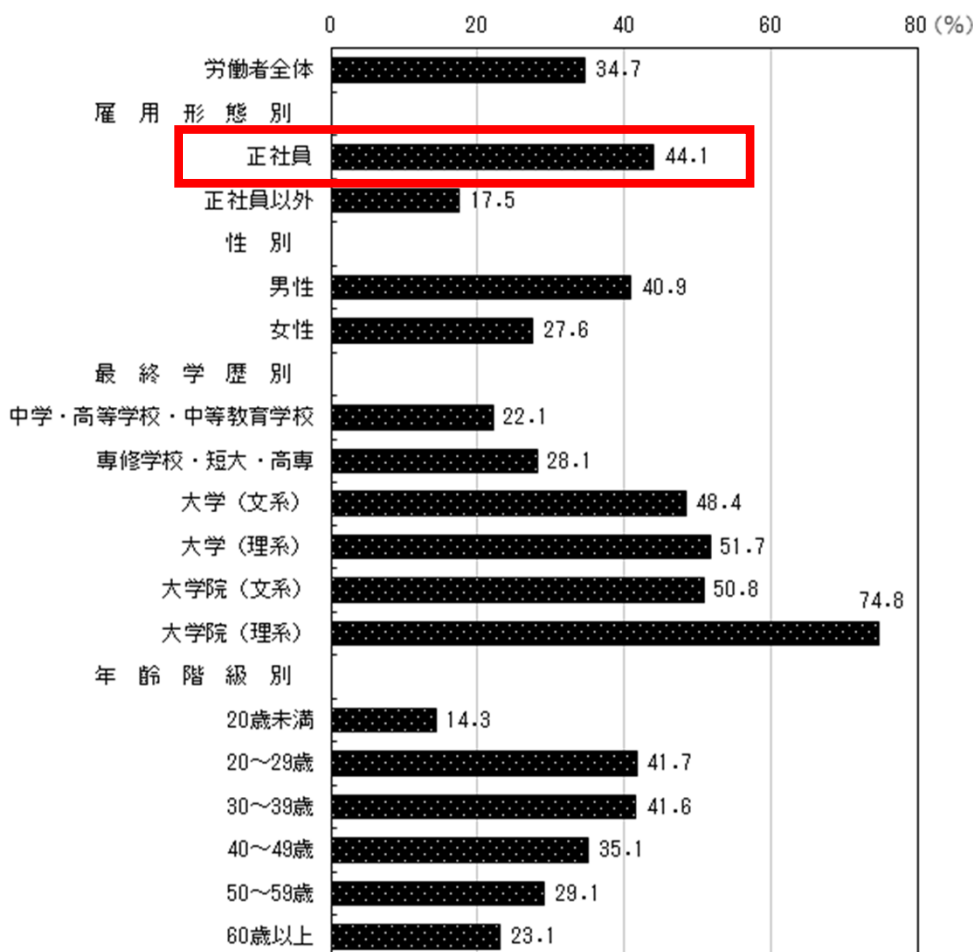
※ 令和4年9月30日～11月22日に、令和元年10月から令和3年9月末時点までの特定一般教育訓練給付金受給者2,457名に対し、WEB回答フォームによるアンケート調査を実施（厚生労働省委託）。311名が回答（回収率 12.6%）。
（注）賃金には資格手当等も含む。

労働者の自己啓発の状況

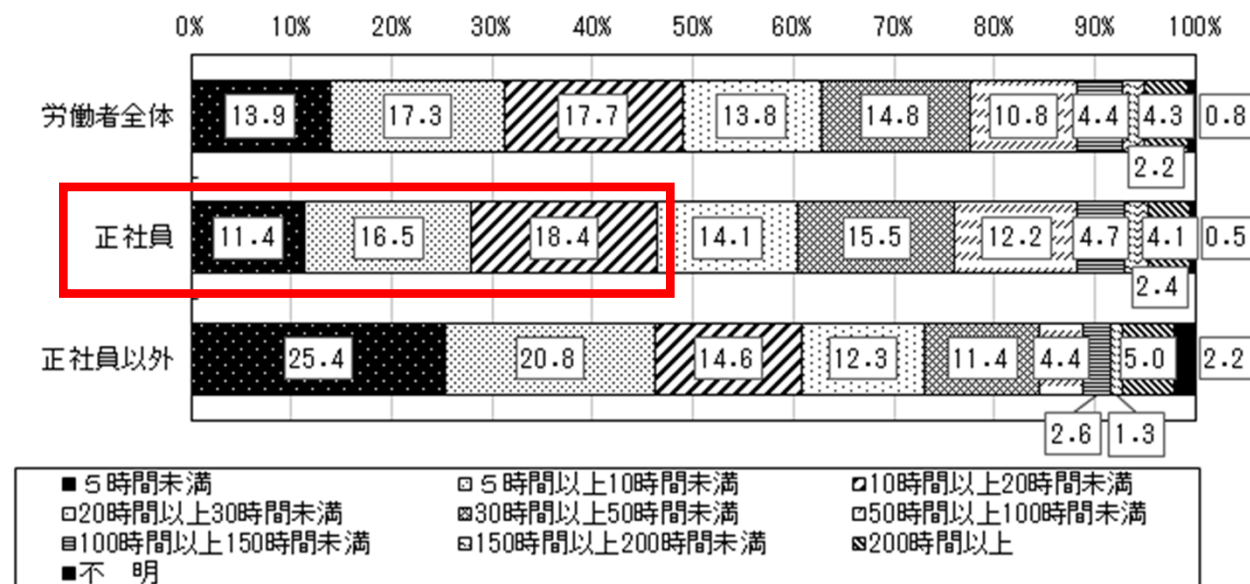
【労働者】自己啓発を行った者の割合、その延べ実施時間について

- 令和3年度に自己啓発を行った者は、正社員ではその44.1%であり、その延べ実施時間は、正社員ではその半数近くが20時間未満となっている。

自己啓発を行った者
(雇用形態、性、最終学歴、年齢階級別)



自己啓発を行った者の延べ実施時間

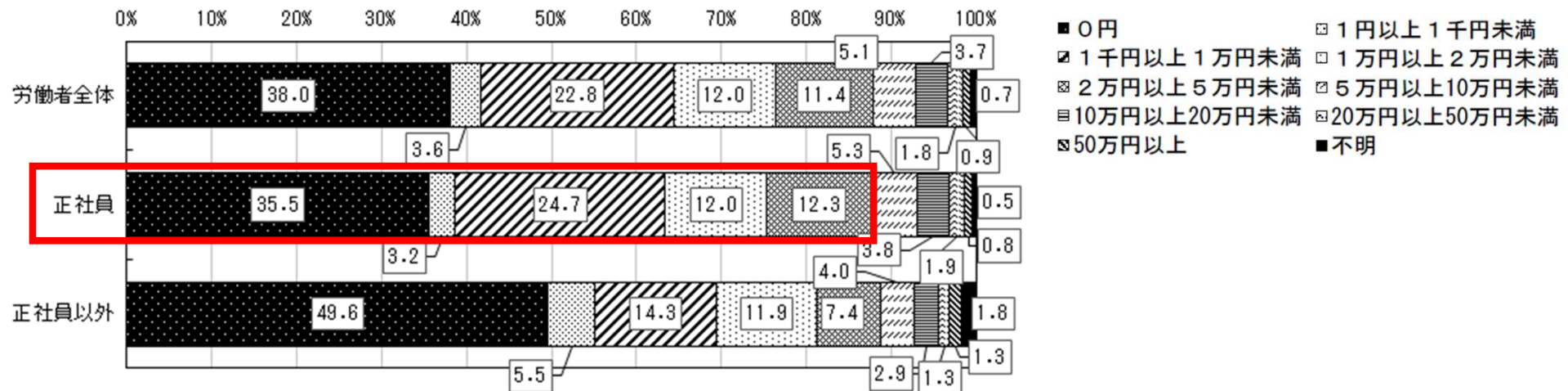


【出典】厚生労働省「能力開発基本調査（令和4年度）」

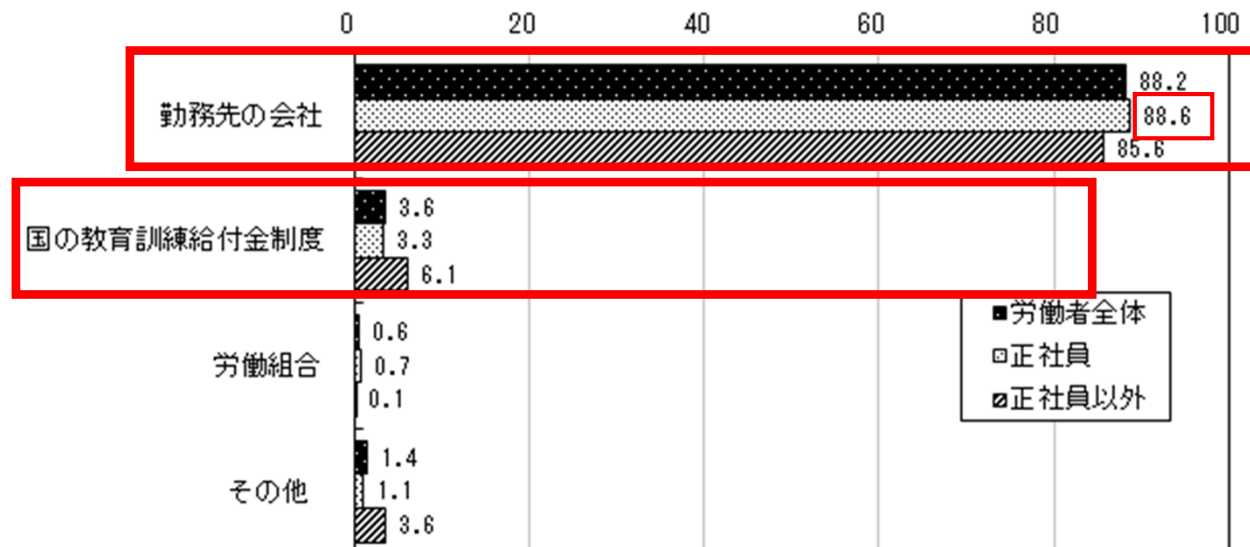
【労働者】自己啓発費用の自己負担費用の状況及び補助主体別の内訳について

- 令和3年度において自己啓発を行った者の延べ自己負担費用をみると、正社員では「0円」が35.5%と最も多く、1万円未満は63.4%、5万円未満は87.7%である。
- また、自己啓発費用の補助主体別の内訳をみると、正社員では、「勤務先の会社」が88.6%と補助主体のほとんどを占め、教育訓練給付金は3.3%にとどまっている。

自己啓発を行った者の延べ自己負担費用の状況



自己啓発費用の補助主体別内訳

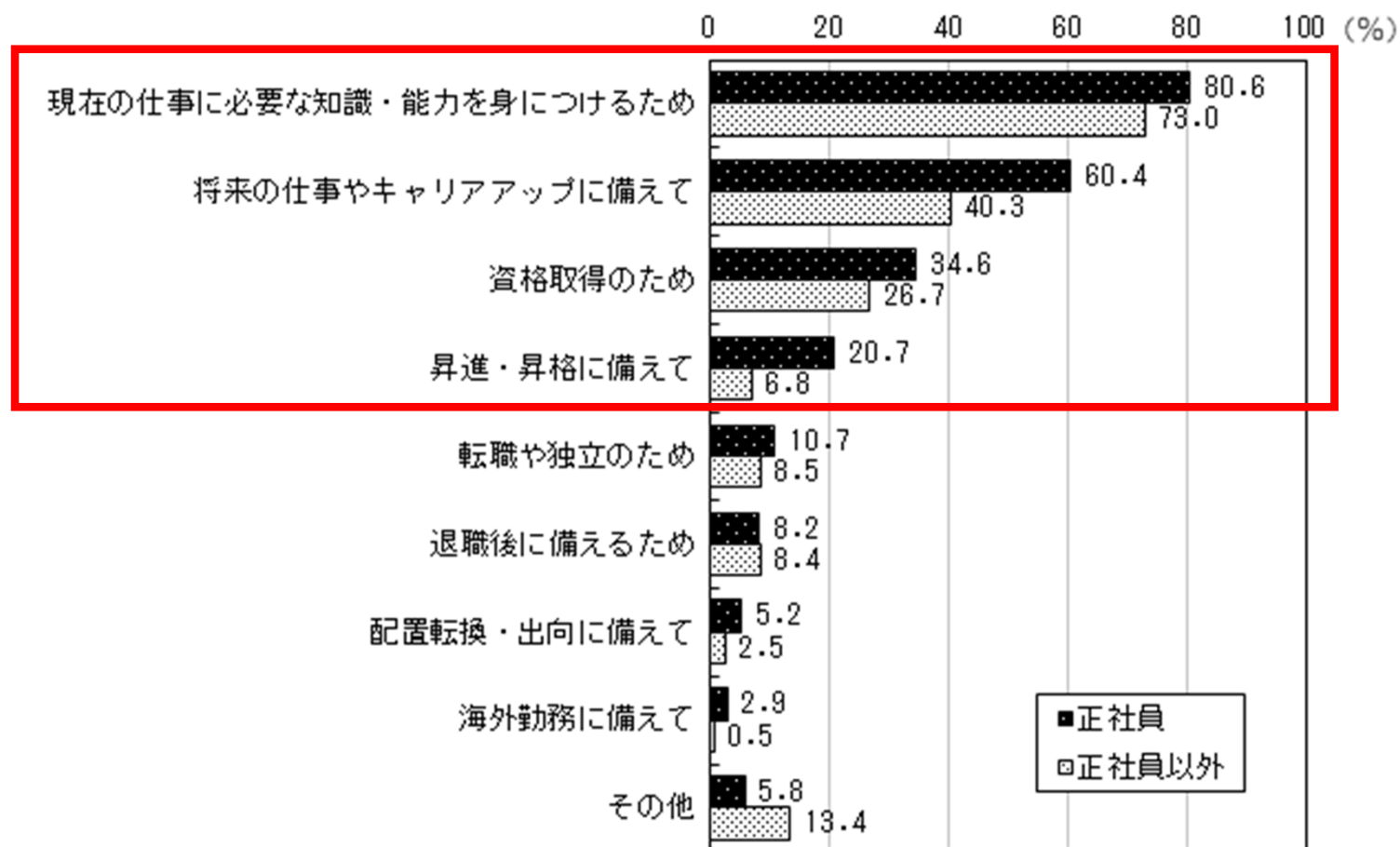


【出典】厚生労働省「能力開発基本調査（令和4年度）」

【労働者】自己啓発を行った理由について

- 自己啓発を行った理由をみると、正社員では、「現在の仕事に必要な知識・能力を身につけるため」（80.6%）が最も高く、次いで、「将来の仕事やキャリアアップに備えて」（60.4%）、「資格取得のため」（34.6%）、「昇進・昇格に備えて」（20.7%）と続いている。

自己啓発を行った理由（複数回答）



(参考) 教育訓練給付(専門実践教育訓練給付金)の給付と負担

給付 (専門実践教育訓練給付)	負担 (雇用保険料)
最大56万円(年間) →168万円(3年間)	7万2千円(3年間)

※最短の支給要件期間(3年(初回は2年))で最大の給付を受けた場合。

※負担(保険料)については、年収400万円の労働者を想定し、令和5年度の保険料率(0.6%(本人負担分で、育児休業給付分を含む。))で計算。

※教育訓練給付金は、要件に該当すれば、複数回の受給が可能。ただし、10年間での支給限度額(原則168万円)が設定されている。

教育訓練支援給付金(暫定措置)の概要、 運営状況

教育訓練支援給付金の概要

教育訓練支援給付金の概要

- 専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く。）を受講し、修了する見込みのある者で一定の要件を満たす者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給。

（主な要件）

- ・ 一般被保険者でなくなった日から1年（一定の場合は最大4年）以内に受講開始日がある者であること。
- ・ 受講開始日において45歳未満であること。
- ・ 失業の認定を受けていること。
- ・ 基本手当が支給されていないこと。
- ・ 初めて専門実践教育訓練を開始した者であること。
- ・ 受講開始日が令和7年3月31日以前であること（令和6年度末までの暫定措置として実施。）。

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により延長した場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

給付の内容

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
 - 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給
- ※ 10年間での支給限度額（原則168万円）が設定されている。

支給要件

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練支援給付金の趣旨及び改正経緯

【制度創設時（平成26年10月～）】

- 非正規雇用労働者を中心としたキャリアアップ等を支援する観点から、中長期的なキャリア形成に資する教育訓練（専門実践教育訓練給付）の創設に合わせて、45歳未満の若年離職者は長期の教育訓練の期間中の支援が必要であることを考慮し、当面の措置として、基本手当の50%相当額を教育訓練期間中に支給することとした。

※ 45歳未満の離職者を対象としているのは、これまで十分な就職機会を得られておらず、かつ、訓練の成果を生かせる期間が長い者として、年長フリーター層を重点的に支援する趣旨。

※ 「日本再興戦略」（平成 25年 6月14 日）における集中的な取組期間を踏まえ、平成30年度末までの5年間の措置とされた。

【支給額の拡充（平成30年1月～）】

- 専門実践教育訓練給付の給付率の拡充（60%→70%）にあわせて、基本手当の50%相当額の支給を80%に拡充。
- 平成30年度末までの暫定措置を平成33年度末まで延長。

【暫定措置の延長（令和4年4月～）】

- 令和3年度末までの措置を、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、3年間延長（令和6年度末まで延長。）。

教育訓練支援給付金の支給状況

【教育訓練支援給付金・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成27年度	1,587 -	577	1,010	4,766 -	1,769	2,997	607,363 -	238,282	369,081
平成28年度	2,632 (65.8)	918	1,714	15,963 (234.9)	5,684	10,279	2,150,565 (254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015 (14.6)	934	2,081	27,342 (71.3)	9,240	18,102	3,807,247 (77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891 (△4.1)	841	2,050	32,869 (20.2)	10,195	22,674	5,325,763 (39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524 (21.9)	1,009	2,515	35,378 (7.6)	10,184	25,194	7,188,787 (35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530 (0.2)	1,051	2,479	37,113 (4.9)	10,473	26,640	8,546,630 (18.9)	2,567,904	5,978,726
令和3年度	3,661 (3.7)	1,059	2,602	40,688 (9.6)	11,284	29,404	9,451,970 (10.6)	2,801,465	6,650,505
令和4年度	3,363 (△8.1)	978	2,385	41,121 (1.1)	11,479	29,642	9,637,742 (2.0)	2,854,871	6,782,870

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を50%→80%に引き上げている。

(注5)令和4年度については速報値であり、変更があり得る。

教育訓練給付の一人当たりの支給金額・期間

【平均受給額（円）】

	【参考】 基本手当（基本分）	教育訓練給付		
		教育訓練給付金 （一般・特定一般）	教育訓練給付金 （専門実践）	教育訓練支援給付金
29歳以下	417,383	51,130	532,227	2,664,489
30～44歳	506,896	40,530	442,723	3,085,026
45～59歳	644,228	31,703	250,380	—
60歳以上	622,907	24,531	190,213	—
計	553,827	38,907	386,706	2,865,817

【平均給付期間（月）】

	【参考】 基本手当（基本分）	教育訓練給付		
		教育訓練給付金 （一般・特定一般）	教育訓練給付金 （専門実践）	教育訓練支援給付金
29歳以下	3.49	—	14.95	23.21
30～44歳	4.02	—	13.70	25.82
45～59歳	4.79	—	10.12	—
60歳以上	4.99	—	8.79	—
計	4.34	—	12.57	24.46

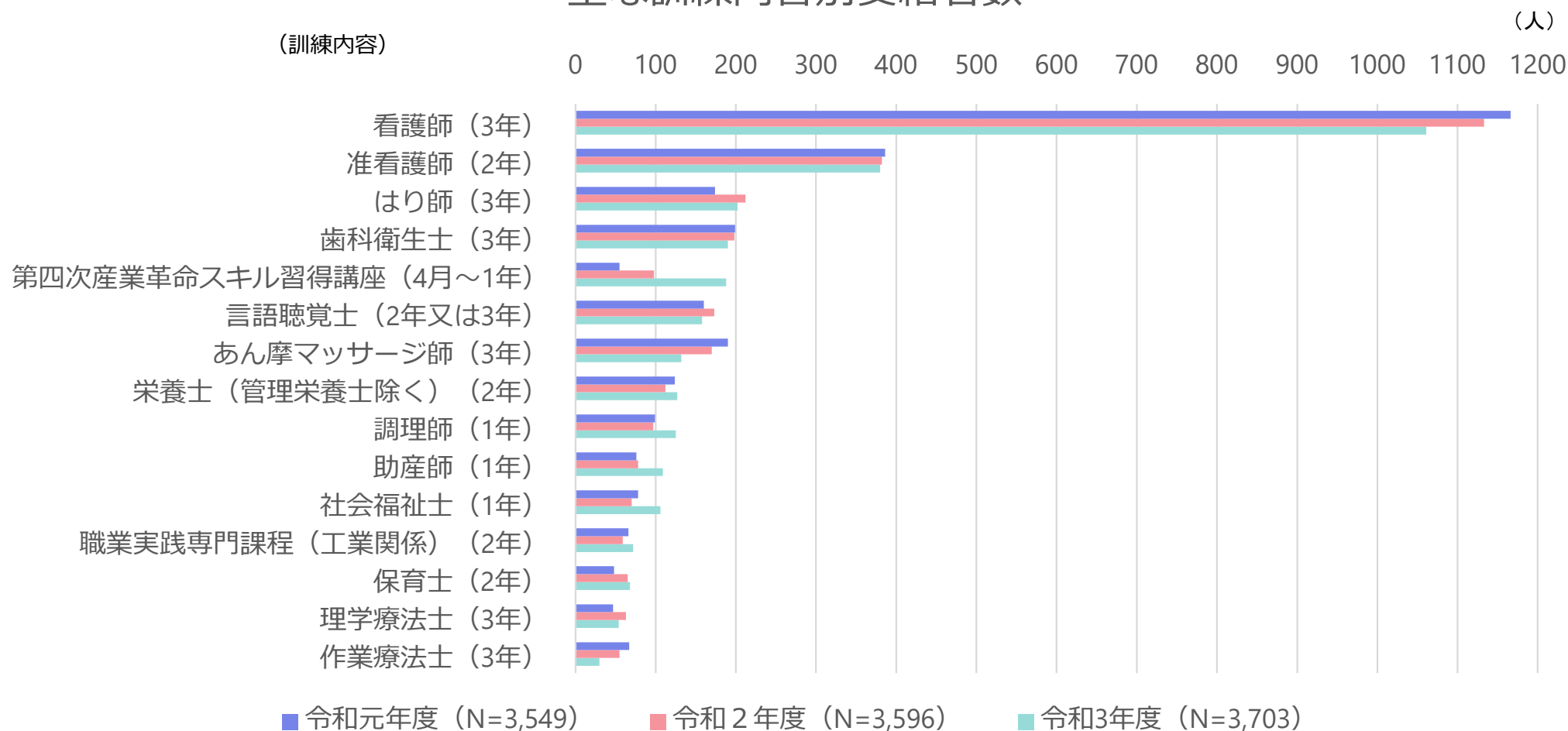
※平均給付期間については、令和4年度の業務統計値を用いて以下のとおり算出。

基本手当（基本分）：受給者実人員（年度計）÷初回受給者数、専門実践教育訓練：受給者実人員（年度計）×6か月（6か月おきに支給のため）÷初回受給者数、教育訓練支援給付金：受給者実人員（年度計）×2か月（2か月おきに支給のため）÷初回受給者数

教育訓練支援給付金受給者の主な受講内容

- 直近3か年度の教育訓練支援給付金受講者の受講内容を見ると、各年度とも、看護師・准看護師が資格取得を目標とする講座の受講者が最も多い。令和3年度では、次いで、はり師、歯科衛生士、第四次産業革命スキル習得講座と続いている。

主な訓練内容別受給者数



※ 専門実践教育訓練給付受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の多い順から15コース（全体の約8割）について抽出している。それ以外のコースの受給者数は、令和元年度は614人、令和2年度は631人、令和3年度は701人。

※ このデータは、令和4年6月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し、特別集計したもの。各年度の総数は他の業務統計と一致しない。

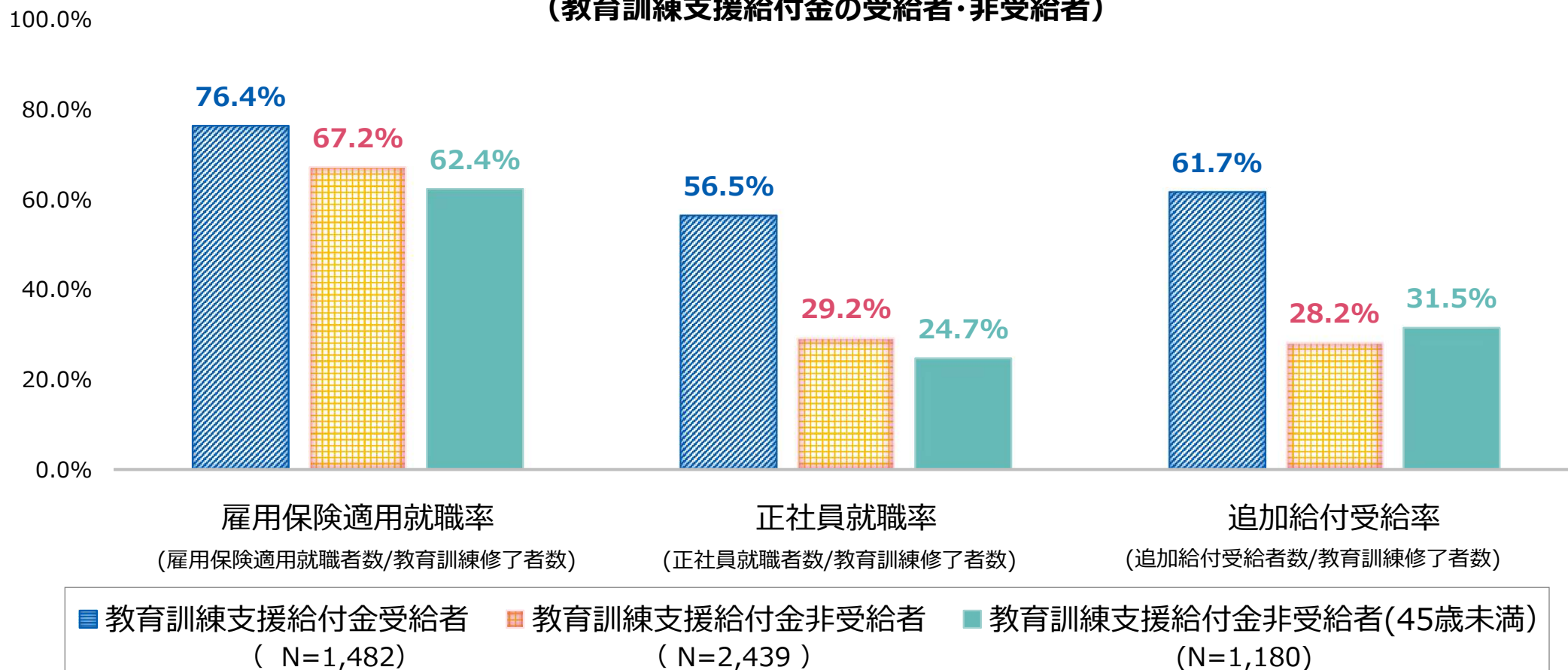
※ 職業実践専門課程（工業関係）の主な訓練内容は、ゲームプログラム・CGアニメーション・Webプログラムなど。

※ 訓練内容の（）カッコ書きは、訓練期間。

教育訓練支援給付金受給者の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率

- 受講開始時離職中かつ令和2年度に専門実践教育訓練を修了した者について、雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を見ると、教育訓練支援給付金の受給者の方が非受給者に比べていずれも高くなっている。
- なお、教育訓練支援給付金の対象である45歳未満の者に限定して比較した場合も、支援給付金受給者の方が非受給者より就職率等は高くなっている。

受講開始時離職中かつ令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した者の
雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率
(教育訓練支援給付金の受給者・非受給者)



(注) 受講開始時に離職中であり、令和2年度中に専門実践教育訓練を修了した計3,921名のうち、教育訓練支援給付金受給者と教育訓練支援給付金非受給者について、それぞれ令和4年3月末時点の雇用保険適用就職率、正社員就職率、追加給付受給率を集計。Nは教育訓練修了者数。追加給付とは、訓練修了後、定められた資格等を取得し、修了日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合又は雇用されている場合に、教育訓練経費の20%が追加支給されるもの。

教育訓練給付に関連する閣議決定等

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成（略）

（三位一体の労働市場改革）

一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。内部労働市場が活性化されてこそ、労働市場全体も活性化するのであり、人的資本こそ企業価値向上の鍵である。こうした考え方のもと、「リ・スキリングによる能力向上支援」、「個々の企業の実態に応じた職務給の導入」、「成長分野への労働移動の円滑化」という「三位一体の労働市場改革」を行い、客観性、透明性、公平性が確保される雇用システムへの転換を図ることにより、構造的に賃金が上昇する仕組みを作っていく。

「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。また、5年で1兆円の「人への投資」施策パッケージのフォローアップと施策の見直し等を行うほか、雇用調整助成金について、休業よりも教育訓練による雇用調整を選択しやすくなるよう助成率等の見直しを行う。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版 (令和5年6月16日閣議決定) (抄)

Ⅲ. 人への投資・構造的賃上げと「三位一体の労働市場改革の指針」

(4) リ・スキリングによる能力向上支援

①個人への直接支援の拡充

国の在職者への学び直し支援策は、企業経由が中心となっており、現在、企業経由が75%（771億円（人材開発支援助成金、公共職業訓練（在職者訓練）、生産性向上人材育成支援センターの運営費交付金））、個人経由が25%（237億円（教育訓練給付））となっている。これについては、働く個人が主体的に選択可能となるよう、5年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにし、在職者のリ・スキリングの受講者の割合を高めていく。

（略）

雇用保険の教育訓練給付に関しては、高い賃金が獲得できる分野、高いエンプロイアビリティの向上が期待される分野（IT、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究、営業/マーケティング、経営・企画、観光・物流など）について、リ・スキリングのプログラムを受講する場合の補助率や補助上限について、拡充を検討することとし、具体的な制度設計を行う。

「こども未来戦略方針」（令和５年６月１３日閣議決定）（抄）

Ⅲ．「加速化プラン」～今後３年間の集中的な取組～

- このため、以下の各項目に掲げる具体的政策について、「加速化プラン」として、今後３年間の集中取組期間において、できる限り前倒しして実施する。

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

１．ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

（５）個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援

- 企業経由が中心となっている国の在職者への学び直し支援策について、働く個人が主体的に選択可能となるよう、５年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるようにしていく。
- その際、教育訓練給付について、訓練効果をより高める観点から、補助率等を含めた拡充を検討するとともに、個々の労働者が教育訓練中に生ずる生活費等への不安なく、主体的にリ・スキリングに取り組むことができるよう、訓練期間中の生活を支えるための新たな給付や融資制度の創設などについて検討する。

内外賃金格差

スキル差と対比した賃金差

- 同じ国の中でも、他の先進国においては職務に求められるスキルに応じた賃金差がある。例えば、IT、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究といった高いスキルが要求される職種は高い賃金を獲得できている。
- これに対し、日本企業は、獲得したスキルに応じた賃金差が小さく、スキルの高い人材が報われにくい制度となっている。

全職種合計を100とした場合の職種別の賃金差

	全職種合計	経営 / 企画	総務	財務経理	人事	IT	クリエイティブ デザイン	データアナ リティクス	技術研究	プロジェクト マネジメント	営業 / マー ケティング	生産
日本企業	100	100	98	96	99	101	96	101	102	99	100	100
外資系企業 （日本）	100	107	92	100	100	105	93	112	101	113	106	88
シンガポール	100	106	98	99	97	104	95	108	103	108	105	103
ドイツ	100	100	93	97	95	99	81	96	102	103	106	98
米国	100	103	87	90	93	108	88	109	105	111	101	88
韓国	100	104	99	98	99	101	97	117	100	105	103	95
フランス	100	113	94	97	98	103	94	100	96	107	103	88
カナダ	100	100	86	94	94	102	89	100	108	106	101	91
イタリア	100	95	95	96	96	98	93	91	95	104	106	89
英国	100	107	93	99	96	103	88	105	99	98	105	85
中国(北京)	100	115	87	91	98	107	106	123	96	124	104	73

（注）2023年1月時点の世界の職種別総現金報酬水準（専門職シニア7～10年目）について、それぞれの国において、全職種合計を100とし、各国ごとに全職種合計と各職種の賃金の比率を示したもの。

（出所）マーサー社資料を基に作成。

I T、データアナリティクス、プロジェクトマネジメント、技術研究、営業／マーケティング、経営・企画に関連する指定講座（主なもの）

分野

関連講座

講座例

IT、データアナリティクス

専門実践教育訓練

- ②専門学校の職業実践専門課程
（情報処理、情報）
- ⑥第四次産業革命スキル習得講座

プログラミング
システム開発
I o T / A I 人材育成講座
データサイエンティスト養成講座

プロジェクトマネジメント

専門実践教育訓練

- ③専門職大学院（ビジネス・M O T）

マネジメント
経営管理

一般教育訓練

P M P 試験対策講座
(Project Management Professional)

技術研究

専門実践教育訓練

- ④大学等の職業実践力育成プログラム
（正規課程）（その他）

人工知能科学研究

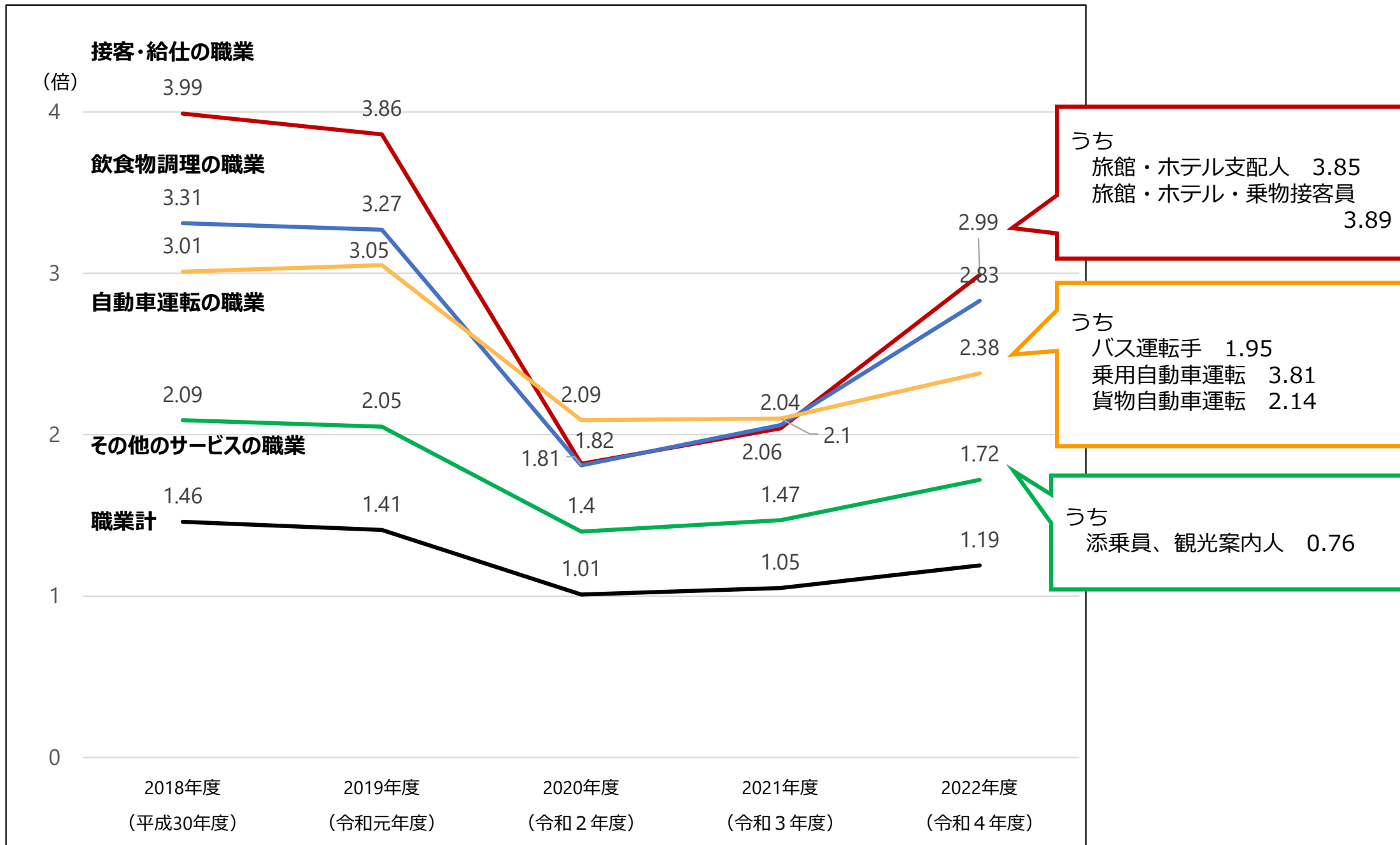
営業／マーケティング、
経営・企画

専門実践教育訓練

- ②専門職大学院（ビジネス・M O T）

マーケティング
経営管理

観光・物流分野に関連する職業の有効求人倍率



※平成23年改定「厚生労働省職業分類」に基づく区分。数値はパートタイムを含む常用労働者の有効求人倍率。

※上記の数値は、新規学卒者及び新規学卒者求人を除いたものである。

観光・物流分野に関連する指定講座（主なもの）

分野

関連講座

講座例

観光

専門実践教育訓練

②専門学校の職業実践専門課程
（商業実務、文化、ビジネス、旅行）

観光サービス
トラベルビジネス

※ 旅行やホテル業界において、必要なサービスから経営までの幅広い専門知識を習得するもの。

その他観光に関連するもの

一般教育訓練

全国通訳案内士試験・英語
TOEICなど外国語講座
国内旅行業務取扱管理者試験等

物流
（バス、トラック、特殊車両に関する免許）

特定一般教育訓練

①資格の取得を訓練目標とする課程

大型自動車第一種免許
中型自動車第一種免許
大型自動車第二種免許
準中型自動車第一種免許
大型特殊自動車免許
普通自動車第二種免許
けん引免許
フォークリフト運転技能講習

※ 一般教育訓練においても、輸送・機械運転関係講座を指定。

1. 総論

（４）雇用のセーフティネットとしての雇用保険制度の在り方

④失業以外の保険事故に対して支給される給付

- 教育訓練給付や育児休業給付については、いずれも労働者個々人の選択の問題で支給事由となる事項が生じるものであり、一定の要件を満たす雇用労働者だけを対象者として給付するのではなく、フリーランスの人も含めてどうするか、制度の位置付けや財源を検討する必要があるのではないか。
- 教育訓練給付は、労働の質の向上という積極的労働市場政策としての色彩が強く、「自ら職業に関する教育訓練を受けた場合」を保険事故としているが、自発的に保険事故を起こす構造となっており、本来保険給付になじまないのではないか。例えば、労使と国の３者共同で拠出する基金のようなものだと考えた方がいいのではないか
- 教育訓練給付や育児休業給付のように保険給付になじまないと考えられるものについて、それぞれの目的に合致する支援の枠組みを個別の制度として作っていくことも考えられるが、かえってそうすることで現状と比べて財政上の安定性を欠いたり、運営行政コストが増加したりする可能性もあり、現実的な実現可能性を検討・検証することは今後の課題である。

2. 各論

（2）教育訓練給付

①直面する課題

- 教育訓練給付は、労働移動の増加等に伴い、企業内職業訓練や公共職業訓練に加え、労働者の主体的な能力開発を援助することが労働者の雇用の安定に必要なとの考え方から、平成10年（1998年）に創設された。
- 教育訓練給付については、令和4年（2022年）雇用保険部会報告書において、制度周知や環境整備による利用促進、内容の充実、指定講座の偏りの是正、効果検証が求められている。
- また、骨太の方針2022において、課題解決と経済成長を同時に実現しながら経済社会の構造を変化に対してより強靱で持続可能なものに変革する「新しい資本主義」を実現するため、「人への投資」を強化するとされており、教育訓練給付も支援策に位置付けられている。

②検討の視点

- 専門実践教育訓練の受講者の偏りについては、業種別の雇用者数や求人一般に比べて偏っているという考え方はあると思うが、看護師や介護福祉士など、社会にとってニーズがあるという観点からは評価されているのではないかと。市場で決められる資源配分が最も効率的ではないか。
- オンラインで受けられる講座数の増加は、在職中の人も使いやすくなり良い傾向。オンラインで訓練内容が身につくかどうか功罪あると思うが、今後注視していく必要がある。
- 教育訓練給付は失業予防や再就職促進に資するが、訓練内容をみると失業予防や生活安定というよりも、キャリアアップを後押しするようなものも含まれている。雇用保険がセーフティネットである観点からは、キャリアアップはなじまないのではないかと。

- 教育訓練給付は、セーフティネットというよりはむしろ労働市場政策の一環と捉える方が素直ではないか。人手不足分野に誘導するような訓練が良いのではないか。また、再就職手当のようにインセンティブを与える良い給付設計ができないか。

（効果検証）

- 教育訓練給付のように、今働いている状況の中で訓練を受けて、訓練終了後もその会社で働き続ける場合、訓練によって労働生産性のレベルがどれだけ上がったのか非常に把握しづらい。内部労働市場の中で、賃金の伸びが生産性の伸びを表しているとは必ずしも言えない。また、教育訓練給付の効果とOJTの効果を識別できず、データとして変数を捉えづらい。効果の把握には工夫が必要。

（雇用保険のシステムで対応すべきか）

- 教育訓練給付は、被保険者自らが保険事故を積極的に作り出し、それを保険が推奨しているようなことになっているが、保険事故としては本来なじみにくいものではないか。
- 政府が「人への投資」を推進しているが、その目的は就職促進や失業予防といった雇用政策にとどまらず、経済政策の側面があり、特にデジタル人材の育成はそうした側面が強い。雇用保険のみが担うのではなく、省庁を超えたもう少し幅広い施策でやるべきではないか。
- 公務員、自営業者、無職の者にも学び直しニーズはあり、雇用保険の被保険者に限定されるものではない。雇用保険被保険者だけが教育訓練の機会に恵まれているとなると格差を広げることになるため、求職者支援制度などの雇用保険の枠外の仕組みも含めて一体的に検討すべきではないか。

- 教育訓練給付の在り方について、制度趣旨、支給状況等を踏まえ、どのように考えるか。
- 特に、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等において、個人の主体的なリ・スキリングへの直接支援を強化、推進する観点から、教育訓練給付の拡充を検討することとされていることについて、どう考えるか。
- この場合、閣議決定で掲げられている「高い賃金が獲得できる分野、高いエンプロイアビリティの向上が期待される分野」での給付率等の拡充を検討することとし、具体的な制度設計を行うとされていることをどう考えるか。
- 仮に、具体的な制度設計を行う場合には、
 - ・ 「高い賃金が獲得できる分野、高いエンプロイアビリティの向上が期待される分野」での「給付率等の拡充」をどのように教育訓練給付制度に反映し、
 - ・ その給付率等の拡充をどのように設計するか。
- また、令和6年度末までの暫定措置である教育訓練支援給付金の在り方、特に、対象者や給付内容について、どのように考えるか。